# 審議事項(5)資料

第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画の策定について

自然共生推進課

# 第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画の概要

# 1 目的及び背景

県内に生息するニホンザルについて、鳥獣保護管理法に基づき、農作物被害の軽減及び生活被害の根絶による人とニホンザルとの共存を目指すとともに地域個体群の健全な維持を目的とし、農業被害、生活被害及び人身被害は、継続して発生していることから、本計画を策定し、引き続き個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施する。

### 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル(以下「サル」という。)

### 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

## 4 管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている次の22市町村 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲 斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、 西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村

### 5 現状

### (1) 生息域

県内では、南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群及び三ッ峠 地域個体群の4つの地域個体群が生息している。

### (2) 生息状況

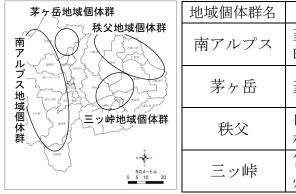
令和2年度末時点で、把握している加害群は68群、このほか把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

### (3) 捕獲の実施状況

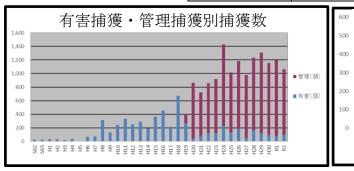
平成23年度以降は、年間1,000頭前後の捕獲数で推移しており、令和2年度は有害捕獲が95頭、管理捕獲が966頭となった。

### (4)被害状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、サルの管理捕獲を開始した平成19年度から被害面積及び被害金額は、ほぼ横ばい、被害量は減少傾向にある。令和2年度は、被害金額44百万円、被害面積28ha、被害量248tとなった。



	地域個件件有	
	南アルプス	韮崎市、南アルプス市、北杜市、市川三郷 町、早川町、身延町、南部町、富士川町
}	茅ヶ岳	韮崎市、北杜市
ŧ	秩父	山梨市、大月市、上野原市、甲州市、小菅 村、丹波山村
	三ッ峠	富士吉田市、都留市、大月市、笛吹市、甲 州市、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町





# 6 管理の目標

農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、 長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図るという視点から、次の2点を管理目標と する。

ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶

イ 地域個体群の健全な維持

# 7 被害防除に関する事項

### (1) 生息状況調査

電波発信器を用いた生息状況調査を実施し、行動圏や停滞場所等を解明し、それを基に被害発生の原因を解析する。解析結果を基に、被害防除対策を効果的に実施する。

### (2) 追い払い

サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器等を使用して追い払う。 住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施する。さらに、電波発信器を 併用することで群れの位置を把握し、追い払いをより効果的に実施する。

(3) 柵の設置等による被害防除の強化

市町村、農業団体等は地域の実情に合わせ電気柵を設置し、サルとの棲み分けを図る。

電気柵の効果を継続させるために、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

### (4) 集落環境管理

誘引要因の除去、緩衝帯の設置、耕作放棄地等対策、地域ぐるみの対策により、サルが近付きにくい環境を整備する。

# 8 生息環境に関する事項

集落環境の整備と奥山でサルの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備を行う。

### 9 数の調整に関する事項

### (1) 有害捕獲

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

### (2)管理捕獲

人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な第二種特定鳥獣管理の一環として、 地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行う。

#### (3) 捕獲方法

捕獲方法は、檻、囲いわな又は銃器とする。

### (4) 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、麻酔薬等の投薬や銃器による止め刺し等、できる限り苦痛を与えない方法により早急に殺処分し、実験動物としての利用はしない。

### 10 モニタリング

県は、市町村等の連係、協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況等を総合的に把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

### 11 群れごとの目標・対策

群れごとに中長期的な目標を設定。中長期的な目標を踏まえて、本計画期間内に行う 短期的な目標を設定。



# 第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画(案)

令和4年3月策定

山 梨 県

1	計画策定の目的及び背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	管理すべき鳥獣の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
4	管理が行われるべき区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
5	管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••1
(1	)現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
	ア 生息環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
	イ 生息状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2
	ウ 被害防除対策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
	エ 生息環境整備の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 5
	オ 捕獲等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2	)被害防除対策、生息環境整備及び個体数調整による成果及び問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 8
	ア 被害防除対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ 生息環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 9
	ウ 個体数調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3	)特定計画の評価と改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 9
	ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ 地域個体群の健全な維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •10
(4	)管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •11
(5	)目標を達成するための施策の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •11
	ア 個体群管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •11
	イ 加害レベルの低減に向けた取り組みの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 11
	ウ 計画的な管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 16
	エ 外来種の交雑防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 16
6	被害防除に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
(1	)生息状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
(2	)追い払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
(3	)柵の設置等による被害防除の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
	ア 電気柵の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
	イ 「獣塀くん」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
(4	)集落環境管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
	ア 誘引要因の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 17
	イ 緩衝帯の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 18
	ウ 耕作放棄地等対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •18
	エ 地域ぐるみの対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •18
7	生息環境に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 18

8 数の調整に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(1)個体数調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
ア 有害捕獲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
イ 管理捕獲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ウ 捕獲方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
エ 捕獲個体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(2)捕獲の担い手確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9 モニタリング等の調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(1)生息状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)捕獲状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10 その他管理のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(1)計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ア 計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
イ 計画の実行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
ウ 評価・検証、見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(2)普及啓発・広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(3)関係都県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
11 群れごとの目標・対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
12 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
参考資料1:被害防止計画・管理区域等対象一覧・・・・・・・・・・・・・・・・24
参考資料2:群れごとの生息状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
参考資料3:被害防除対策状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
参考資料4:捕獲数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
参考資料 5:市町村別捕獲数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
参考資料 6: 市町村別これまでの成果及び問題点一覧・・・・・・・・・・・・・・・38
参考資料7:農作物被害の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
参考資料8:群れごとの中長期的な目標設定例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
参考資料9:生息状況の把握程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料 $10$ : 年間実施計画の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参考資料 11: 群れごとの中長期的な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
参考資料 12: 群れごとの短期的な目標・・・・・・・・・・・・・・・・5
参考資料 13: 国・県・市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・56
参考資料 14:事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
参考資料 15:ニホンザルに係る特定計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・58
参考資料 16: ニホンザルの生態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

### 1 計画策定の目的及び背景

本県では、県内に生息するニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図ることを目的として、平成19年7月に山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画を、平成24年3月には第2期山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画を策定し、保護管理事業を実施してきた。

平成27年5月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、これまでの保護のための管理から積極的な管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること)に向けて、計画体系の見直しが行われ、新たに山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画を策定し、平成29年4月1日からは第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画(以下「第2期計画」という。)を策定し、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施してきた。

第2期計画が令和3年度末に満了となるが、農業被害、生活被害及び人身被害は、継続して発生していることから、第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施する。

# 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (Macaca fuscata) (以下「サル」という。)

### 3 計画の期間

上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画と同一期間とし、次のとおりとする。 令和4年4月1日~令和9年3月31日(5年間)

なお、有効期間内であっても、サルの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改定等を行う。

## 4 管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている次の22市町村

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川 町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村(以下「管理区域」という。) (P24 参考資料1:被害防止計画・管理区域等対象一覧)

# 5 管理の目標

# (1)現状

### ア 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している (東端東経 139 度 08 分 04 秒 (上野原市) ~西端東経 138 度 10 分 49 秒 (南アルプス市)、南端北緯 35 度 10 分 6 秒 (南巨 摩郡南部町) ~北端北緯 35 度 58 分 18 秒 (北杜市))。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス(赤石山地)、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山(3,776m)と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は 4,465k ㎡でわが国の総面積の 1.2%にあたり、県土の 77.8%は森林で 占められ、その 44.1%が人工林である。また、森林面積の 58.3%が保安林に指定さ れている。森林に続く土地利用形態は農用地が 5.3%、宅地が 4.3%、道路が 2.7%、 水面・河川・水路が 2.1%で、その他が 7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯(海抜1,600mから2,400m)にはコメツガ等の常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海抜2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

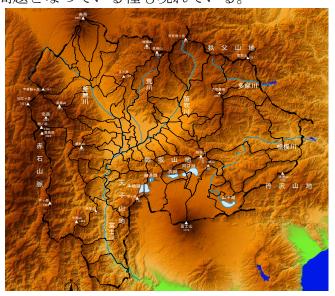


図1 山梨県の地形概要

# イ 生息状況

### (ア) 加害群の現状

令和2年度末時点で、県内では農業被害、生活被害を発生させている群れ(以下「加害群」という。)が、68群確認されている。

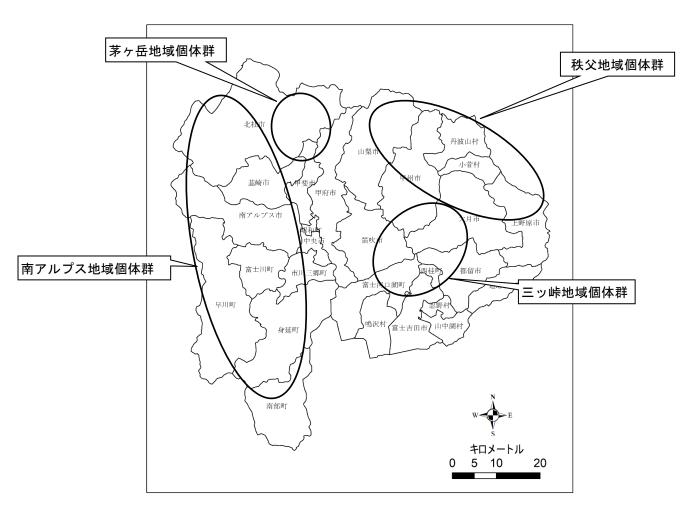
このほか、県内には、把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに

属さないオスのハナレザルが生息している。

(P25 参考資料2:群れごとの生息状況一覧)

# (イ) 生息域

県内では、4つの地域個体群が確認されており、それぞれ南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群、三ッ峠地域個体群と呼ばれている。



地域個体群名 市町村名		
南アルプス	韮崎市、南アルプス市、北杜市、市川三郷町、早川町	
	身延町、南部町、富士川町	
茅ヶ岳	韮崎市、北杜市	
秩 父	山梨市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村	
三ッ峠	富士吉田市、都留市、大月市、笛吹市、甲州市、西桂町	
二ツ峠	鳴沢村、富士河口湖町	

図2 地域個体群の分布

# ウ 被害防除対策の実施状況

# (ア)被害状況

本県における鳥獣による農林産物被害額は、平成21年度に過去最高の約69 4百万円だったが、近年は被害防除対策等の実施により平成21年度の約半分ま で抑えられている。令和2年度の鳥獣別農林産物被害額では、ニホンジカが約38%、サルが約12%、イノシシが約10%を占めている。

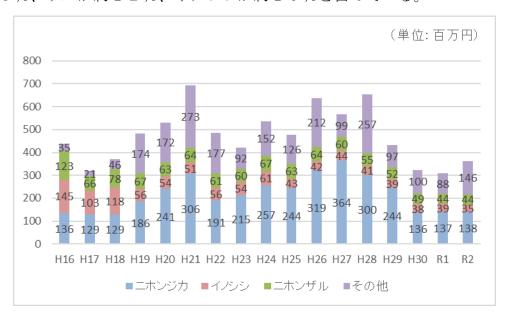


図3 山梨県の鳥獣別農林産物被害額の推移

# (イ)被害防除対策の実施状況

# a 生息状況調査

群れの生息状況等を把握するため、市町村が主体となり、アンケート、聞き取り、出没カレンダー、直接観察法、テレメトリー等の方法で調査を行った。

### b 追い払い等

住民、農業者、市町村、猟友会、NPO団体等による追い払いが実施された。 また、生息状況調査の結果やサルの群れの位置情報を活用し、効果的に追い 払いを実施した。地域によっては、電波発信器を活用し、住民や農業者等がサ ルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更等により、被害の未然防 止を図った。

# c 獣害防止柵の設置

獣害防止柵を令和2年度までに累計で4,761ha設置した。

年度 H22まで H23 H24 H25 H26 H27 H29 H28 H30 R1 R2面積 獣害防止面積 (ha) 2,300 335 305 274 317 304 228 200 207 179 112

表 1 獣害防止柵の設置状況の推移

(※ 平成22年度までは累積面積、平成23年度以降は増設面積を記載。)

### d 集落環境管理

農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行い、緩衝地帯を設置し、サルが 農地に侵入しにくくなる集落環境管理を実施した。 また、集落の住民が、集落内の状況を共同で点検し、把握することにより、情報を共有し、組織的な対策を進められるよう集落環境診断を実施し、集落環境診断の結果を基に放置果樹の撤去等集落内のエサ資源量を低減させるための対策を実施した。

# e 普及啓発

市町村は、集落環境診断の結果の周知、サルの生息状況等地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、サルに関する基本的な知識及び住民自らが取り組める対策の普及啓発に努めた。

# f 地域人材の育成

鳥獣害対策は、集落の実情に応じた対策を講じていくことが重要であるため、 集落ぐるみの対策の中心となる集落リーダーの確保・育成を図る鳥獣害防止対 策集落リーダー育成研修会を開催した。

平成25年度からは、高い専門知識を有する鳥獣被害対策専門員3名を委嘱 し、鳥獣害防止技術指導員への助言や地域ぐるみの活動への支援を行った。

また、集落リーダーの活動を支援する鳥獣害防止技術指導員の資質向上研修会を開催した。

(P28 参考資料3:被害防除対策状況一覧)

# エ 生息環境整備の実施状況

サルを耕作地や集落に近づかせないようにするための集落環境の整備としてウ(イ) dで前述した集落環境管理を実施した。

また、奥山でサルの個体群の存続を将来的に保障していくため、農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を平成27年度から令和2年度までに38,240ha実施した。

年度 面積	H27	H28	Н29	Н30	R1	R2
森林整備面積(ha)	6, 966	6, 523	6, 205	6, 124	6, 248	6, 174

表 2 森林整備面積の推移

# オ 捕獲等の実施状況

### (ア) 目的別捕獲数

平成18年度までは有害捕獲のみの捕獲であったが、平成19年度に特定鳥 獣保護管理計画を策定し、その翌年の平成20年度以降は、市町村の管理捕獲 の体制が整ったことから、管理捕獲が捕獲の大部分を占めている。

平成23年度以降は、年間1,000頭前後の捕獲数で推移しており、令和2年度の捕獲数は、有害捕獲が95頭、管理捕獲が966頭となった。

(P33 参考資料4:捕獲数の推移)

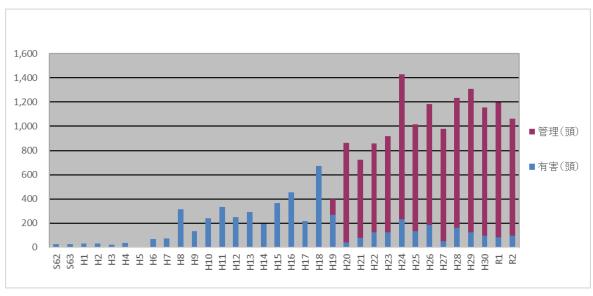


図4 有害捕獲・管理捕獲別捕獲数の推移

# (イ) 捕獲方法

管理捕獲では銃器、くくりわな及びはこわなによる捕獲方法が多い。近年では大型囲いわなを設置する市町村が増えてきたことから、大型囲いわなによる捕獲も増えている。

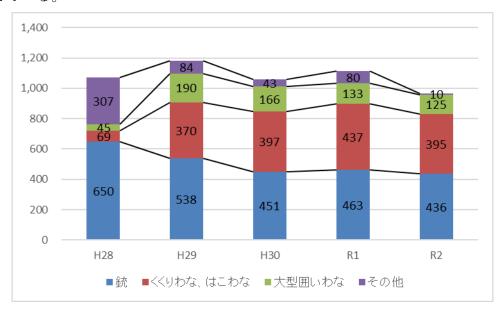


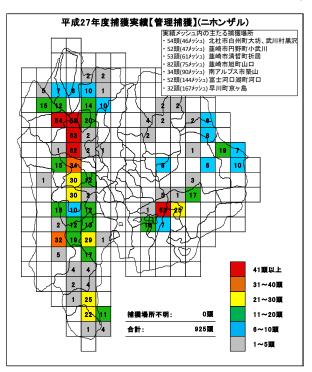
図5 ニホンザルの捕獲方法の推移

### (ウ) 管理捕獲の実施場所

管理捕獲の実施場所について、平成27年度と令和2年度のメッシュ別捕獲場所により比較した(図6、7)。

三ッ峠地域個体群が生息するエリアで、捕獲圧を高めた結果、目撃及び管理捕獲頭数の減少が見られた。また、南アルプス地域個体群については、引き続き管理捕獲の頭数が多くなっており、今後は更に地域個体群の規模、加害レベルや地域の対策状況を踏まえた、加害群ごとの対策の検討が必要である。





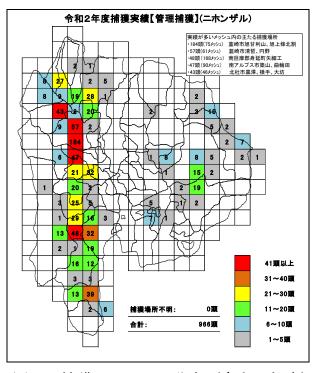


図6 捕獲メッシュの分布(平成27年度) 図7 捕獲メッシュの分布(令和2年度)

### (エ) 捕獲の担い手に関する状況

捕獲の担い手である県内の狩猟免許所持者は減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正 により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者数は減少 しており、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予 想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、わな猟を活用・促進させるほか、新たな担い手の育成が必要となっている。

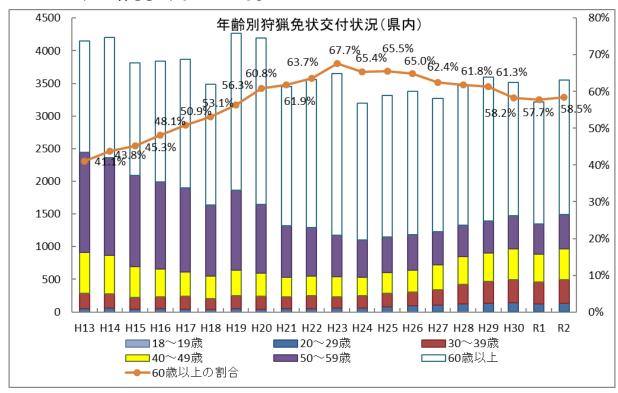
令和2年度末時点の狩猟免許所持者は、3,706名でありその内訳は次のと おりである。

- 第一種銃猟 1,929名
- 第二種銃猟 35名

- ・わな
- 1,663名
- 網 79名

また、年齢別(令和2年度末)では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約

58%と最も多くなっている。



(※ 平成19年度に法改正があり網・わな免許が網免許、わな免許にかわったため免許交付件数が増加している。)

図8 年齢別狩猟免許交付状況の推移

# (2)被害防除対策、生息環境整備及び個体数調整による成果及び問題点

これまで行ってきた市町村ごとの被害防除対策、生息環境整備及び個体数調整の成果及び問題点については、次のとおりである。

(P35 参考資料6:市町村別これまでの成果及び問題点一覧)

### アー被害防除対策

生息状況調査については、生息状況の把握及び位置情報の把握により、効果的に追い払いや捕獲を実施するなど被害防除対策に有効活用できた。一方で、多くの市町村ではテレメトリー調査や直接観察法による群れの個体数調査を実施しておらず、群れの行動圏や加害群の個体数を把握できていないことが課題である。

追い払いについては、生息状況調査や、サルの群れの位置情報の提供により、住民や猟友会と連携した効果的な追い払いを実施することができ、群れの行動域が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下する等の被害軽減が図られた地域がある。一方で、担い手への負担集中、高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保が課題である。

集落環境管理については、放置果樹の除去等を十分に実施している地域では、被害が減少している。一方で、放置果樹の除去等への取り組みが十分ではない地域もあり、当該地域については住民に対する取り組みへの理解浸透が課題である。

獣害防止柵の設置については、サルの移動経路が遮断され、農地に近付かなくな

る等の被害防除効果が認められた。また、獣害防止柵の設置が進むにつれ、獣害防止柵の設置に関する相談が増え、自己防衛を進んで行う意識が醸成された。一方で、 獣害防止柵の管理が不十分な状況となっており本来の機能を発揮していない地域も あり、当該地域については、獣害防止柵の維持管理組織の整備が課題である。

# イ 生息環境整備

現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林から針広混交林への誘導を実施している地域では、サルの出没が減少した。一方で、群れの行動域が変化し別の地域に出没する等、生息状況調査を踏まえた広葉樹林の保全・整備や針葉樹林から針広混交林への誘導が課題である。

### ウ 個体数調整

個体数調整の捕獲の実施により、被害や出没報告が減少した地域がある。一方で、 捕獲の担い手である猟友会員の高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保が課題で ある。

### (3) 特定計画の評価と改善

第2期計画に記載した管理の目標について、次のとおり評価した。

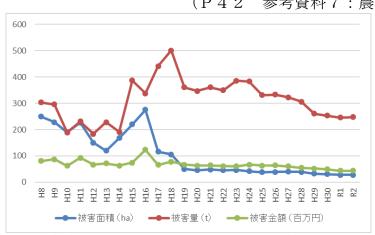
# ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶

## (ア) 農作物被害の状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、被害面積、被害量及び被害金額は、地域ぐるみの被害防除対策や獣害防止柵の整備が進み近年減少傾向にある。

一方で、対策によりサルの行動圏が変化し、これまでサルの出没のなかった地域に出没する事例もあり、広域での追い払い体制の整備が必要である。

令和2年度の農作物被害は、被害金額44百万円、被害面積28ha、被害量248tとなった。



(P42 参考資料7:農作物被害の推移)

(自家消費用に栽培する作物は調査対象外)

図9 ニホンザルによる農作物被害状況の推移

### (イ) 生活環境被害・人身被害

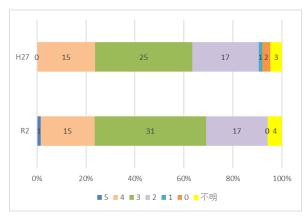
サルによる騒音、人家侵入等の生活環境被害や人に対する威嚇行為等の人身被害については、追い払いや加害個体の捕獲等の対策を行っているが、依然として発生していることから、獣害防止柵の設置や追い払い等の防除対策と併せた捕獲を進める必要がある。

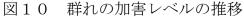
	生活被害				上江しの	人身被害		
年度	騒音	屋外物品 等損傷	人家等侵入	屋内の物 品の略奪	生活上の 脅威	飛びかかる 等の威嚇	傷害	計
H23	3	5	4	2	11	1	0	26
H24	3	5	17	3	13	2	1	44
H25	0	4	3	0	10	1	1	19
H26	9	3	10	1	12	4	1	40
H27	1	2	2	1	11	1	0	18
H28	36	7	37	14	66	3	0	163
H29	7	7	2	1	6	1	1	25
H30	7	9	3	2	6	1	1	29
R1	6	6	3	2	6	2	2	27
R2	5	5	2	2	4	1	1	20

表3 生活環境被害・人身被害の推移

### イ 地域個体群の健全な維持

後述する群れの加害レベルについては、加害レベル3の群れが増加した。平成23年度以降は、年間1,000頭前後の個体の捕獲を行っているが群れの加害レベルが増加していることから、現状の対策だけでは加害レベルの低減にはつながっていない。加害群の個体数を把握するとともに加害群の生息状況、被害状況、地域特性に応じて、効果的な被害防除対策を行い、サルと人間との共存及び地域個体群の健全な維持を図る必要がある。





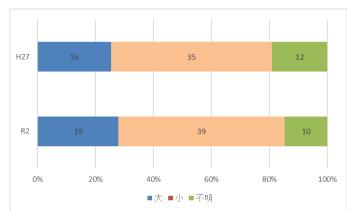


図11 群れのサイズの推移

<sup>※</sup>件数は把握していないが、実際に被害が発生している場合は1件とカウントした。

### (4) 管理の目標

県内においては、依然として農作物被害、生活環境被害等が発生していることから、 引き続き「ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による 人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る」と いう視点に立ち、本計画では次の2点を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- ② 地域個体群の健全な維持

# (5) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

管理の目標を達成するため、次の基本的方針に従い施策を実施する。

### ア 個体群管理

サルの管理は、群れの分布状況や個体数、加害の程度(加害レベル)等を把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する「個体群管理」を基本とする。

### イ 加害レベルの低減に向けた取り組みの実施

平成26年4月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後(令和5年度)までに加害群の数を半減させることを目指す」ことが目標とされている。

これは単純に捕獲による加害群数の削減だけを目指すものではなく、群れの加害レベルを評価した上で、目標を明確にした計画的な捕獲と、効果的な被害防除対策及び生息環境整備を組み合わせて実施することにより、加害レベルを下げることも含まれている。

本計画でも、群れの加害レベルを下げることを基本に、群れの特性に応じた効果的な対策を実施するものとする。加害レベルの判定及び対策の取り組みの方針は次のとおりである。

### (ア) 群れによる被害の多様性を考慮

サルは群れ単位で行動するが、その行動様式を見ると個性的であり、被害を及ぼさないものから重大な被害を及ぼすものまで多様である。一般に、被害の程度はサルの行動変化と相関している。

例えば、人間との接触機会の少ない群れは人間の姿を見るだけで逃げ出して人間との軋轢は生じないが、市街地や農地への出没機会の多い群れは人馴れの程度が進み、農作物被害や軽微な生活被害が増加する傾向にある。最終的には人家への侵入やそれに伴う人身被害発生の危険度が高まり、人身被害を生ずることになる。

こうした特性を考慮して、被害対策を検討する。

### (イ) 群れの加害レベルの判定と被害対策の選択

被害対策は、「加害レベル判定基準表」により判定した「加害レベルに応じた被害対策」に基づき実施する。

サルの行動に着目して群れの加害レベルを6段階に分類し、この6段階の群れの加害レベルに従って群れごとに対策を講ずることで、本計画が掲げるサルと人間との共存及び地域個体群の健全な維持を目指す。

なお、被害を発生させていない群れに対しては、かく乱につながる関与は避ける。

### 表4 加害レベル判定表

# ○ 表4、表5による加害レベル算出方法

- ①特定の群れに係る被害について、表 4 「加害レベル判定表」の上欄(「出没頻度」「平均的な出没規模」等)ごとに、被害状況があてはまるポイントを確認し、合計したものを合計ポイントとする。
- ②表4で算出した合計ポイントを、表5「加害レベル」にあてはめる。これが、群れの「加害レベル」となる。

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2、3頭程度の出没が多い	遠くにいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落 がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落が ある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2,3回近く どこかの集落でみかける	10~20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落 がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または 人に近づいて威嚇するサルがいる	基大な被害を受けている集落 が3集落以上ある	住居侵入が常態化

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編・平成27年度)」より引用

表5 加害レベル

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編・平成27年度)」より引用

### 加害レベルに応じた被害対策の算定方法

- ○表5により算出した群れごとの加害レベルを表6に当てはめ、被害対策を講じる。
- ○被害対策のうち、「個体の捕獲」においては、群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数 (群れサイズ)、管理ユニットの中での群れの配置状況 (群れの分布が連続しているか、孤立しているか)を考慮して選択する。
- ○捕獲管理手法
  - [群れ捕獲] 加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法。
  - [部分捕獲] 群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法。
  - [選択捕獲] 群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を 繰り返す悪質個体を識別した上で、選択的に捕獲する管理手法。
- (群れサイズ) サル群が大きくなると、追い払い等しにくく、分裂の危険性も増す等管理が困難となることから、目安として、サル1群が60頭を超えた場合を「大」、60頭未満を「小」と考える。ただし、地域生息域の実情等によりこれによらず判断できる。
- (群れ配置) 地域一帯に複数群が生息している場合は「連続」、1群しか生息していない場合は 「孤立」とする。

# 表 6 加害レベルに応じた被害対策

# (山間地の集落)

	被害防除	個体の捕獲	環境整備
レベル	<ul><li>○追い払い</li><li>○シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動</li></ul>	○原則、捕獲は実施しない	<ul><li>○林縁部に自生するカキやク リの除去又は早期収穫</li><li>○農地周辺のヤブの除去</li><li>○廃果の埋設</li></ul>
レベル	○追い払い ○簡易柵の設置	<ul><li>○群れサイズ大 →部分捕獲</li><li>○群れサイズ小</li><li>→必要に応じて選択捕獲</li></ul>	<ul><li>○廃棄した農作物の除去</li><li>○放任果樹の除去又は早期収穫</li></ul>
レベル 3・4	○組織的な追い払い ○重要な農作物又は 大規模な農地は、 恒久柵の設置	<ul><li>○群れサイズ大 →部分捕獲</li><li>○群れサイズ小 →選択捕獲</li></ul>	
レベル5		<ul> <li>○群れ配置連続・サイズ大 →部分捕獲 or 群れ捕獲</li> <li>○群れ配置連続・サイズ小 →群れ捕獲</li> <li>○群れ配置孤立・サイズ大 →部分捕獲</li> <li>○群れ配置孤立・サイズ小 →選択捕獲</li> </ul>	

# (平野部の集落)

	被害防除	個体の捕獲	環境整備
レベル	<ul><li>○追い払い</li><li>○シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動</li></ul>	○原則、捕獲は実施しない	<ul><li>○林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫</li><li>○林縁部のヤブの除去</li><li>○廃果の埋設、別荘地では生ゴミの適正な処分</li><li>○放棄した作物の除去</li></ul>
レベル2	<ul><li>○追い払い</li><li>○簡易柵の設置</li></ul>	<ul><li>○群れサイズ大 →部分捕獲</li><li>○群れサイズ小</li><li>→必要に応じて選択捕獲</li></ul>	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理
レベル 3・4	<ul><li>○組織的な追い払い</li><li>○重要な農作物又は</li><li>大規模な農地は、</li><li>恒久柵の設置</li></ul>	<ul><li>○群れサイズ大 →部分捕獲</li><li>○群れサイズ小 →選択捕獲</li></ul>	
レベル 5		<ul><li>○群れ配置連続・サイズ大 →部分捕獲 or 群れ捕獲</li><li>○群れ配置連続・サイズ小 →群れ捕獲</li><li>○群れ配置孤立・サイズ大 →部分捕獲</li><li>○群れ配置孤立・サイズ小 →選択捕獲</li></ul>	

# 加害レベル別の群れ状況イメージ

・表4、5により算定した加害レベルについて、レベルごとの具体的な群れのイメージの1例は次のとおり。

レベル 0: サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル1:サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル2:サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることは ない。

レベル3:サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル4:サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が 発生する。

レベル5:サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

群れごとに判定した加害レベルに応じて、被害防除対策の実施状況等を考慮しながら、捕獲オプションを検討する。レベル5は、他の条件も考慮しながら群れ捕獲を検討する状態である。

なお、人への反応や生活環境被害の項目は、特定の悪質個体に影響されて、ポイントが高く判定される場合があるので、群れの他の個体の状態も見て判定する必要がある。

上記の基準を参考に、それぞれの地域の実情に応じて総合的に判定する。

## (ウ)被害防除の取り組みを基本

適切な被害防除対策は地域個体群の維持だけでなく、被害の発生や加害レベルの上昇の抑制に資するものであることから、対策は被害防除の取り組みを基本とする。個体数調整をする場合は、群れの状況等に十分注意をしながら実施する。

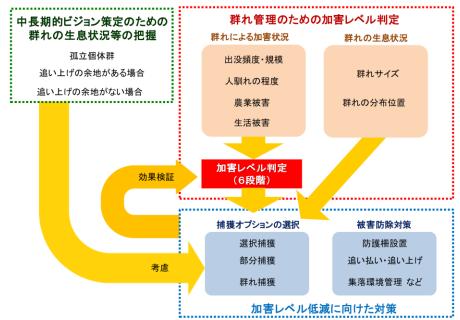


図12 個体群管理を実践するための概念図

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)」より引用

# ウ 計画的な管理の実施

ックの管理

ア、イの考え方を踏まえ、群れごとの生息状況、被害状況等を考慮の上、管理の 目標である「農作物被害の軽減及び生活被害の根絶」「地域個体群の健全な維持」 を達成するため、群れごとの状況に応じた中長期的な目標を設定する。

(P43 参考資料8:群れごとの中長期的な目標設定例)

また、中長期的な目標を踏まえ、本計画の期間内において、短期的な目標を設定する。さらに、本計画期間中に、年度ごとの対策実施の効果を検証し、必要に応じて次年度以降の対策実施に反映するフィードバック管理(PDCA サイクル)を行う。ポイント:①群れごとの現況把握(加害レベル把握)②群れごとの中長期的な目標の設定③被害防除の取り組みを基本とした対策の実施④フィードバ

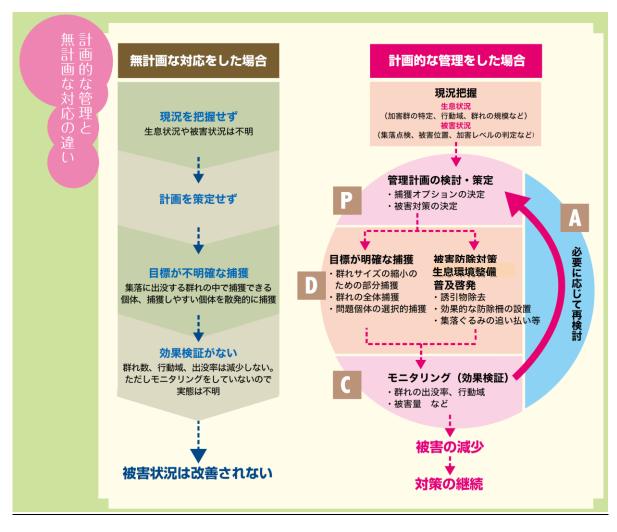


図13 計画的管理のイメージ

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編・平成27年度) 概要版」より引用

# エ 外来種の交雑防止

本来、日本に生息していない外来種のMacaca属は、ニホンザルと交雑して遺伝的 攪乱を引き起こすおそれがあるため、Macaca属であるタイワンザル等が確認された 場合には、速やかな当該個体の捕獲により、交雑の防止を図る。

### 6 被害防除に関する事項

### (1) 生息状況調査

電波発信器を用いた生息状況調査を実施し、行動圏や停滞場所等を解明し、それを基に被害発生の原因を解析する。解析結果を基に、被害防除対策を効果的に実施する。

## (2) 追い払い

サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器等を使用して追い払う。 住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐 怖心をサルに植え付ける。また、追い払いに当たっては、事前に農地、人家のない 場所を調査し、追い払う場所を定めて実施する。

さらに、電波発信器を併用することで群れの位置を把握し、追い払いをより効果 的に実施する。

# (3) 柵の設置等による被害防除の強化

# ア 電気柵の設置

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ電気柵を設置し、サルとの棲み分けを図る。なお、県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。

電気柵の効果を継続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

### イ 「獣塀くん」の設置

農業者等は、サルの侵入を防ぐため、獣塀くん(県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵)を設置し農地を保護する。

### (4)集落環境管理

# ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺等の生活圏をサルに餌場と認識させないよう、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を実施する。

### (ア) 農地周辺

山林と農地の間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近付きにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に 餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て 収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

### (イ) 人家周辺

サルの好む生ゴミや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ゴミを置かないことや、庭先の果実の収穫等を徹底する。

### イ 緩衝帯の設置

人馴れ・集落依存がない限りサルは臆病で人を恐れる動物であり、隠れる場所がなく見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林等の間に緩衝帯を設置することでサルが農地に侵入しにくくなる環境をつくる。

# ウ 耕作放棄地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況等現地調査に基づく、耕作放棄地対策、放棄果樹対策等を実施する。

### エ 地域ぐるみの対策

地域における総合的な被害防除の取り組みとして県、市町村等から支援を受けながら、地域ぐるみで次の取り組みを行う。

### (ア) 学習会の開催

サルの生態、被害防除対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

## (イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防除対策に関する共通認識を持ち、取り組み方針等の合意形成を図る。

### 7 生息環境に関する事項

生息環境の整備には、サルを集落に近づかせないようにする集落環境の整備と、奥山 等でサルの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備の2点がある。

前者については6(4)集落環境管理によることとする。後者については、農地及び 人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林から針広混交 林への誘導等、多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。ま た、ニホンジカの採食圧等により生息環境が悪化している区域においては、ニホンジカ の個体数調整との連携を図る。

# 8 数の調整に関する事項

### (1) 個体数調整

### ア 有害捕獲

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

### イ 管理捕獲

人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な第二種特定鳥獣管理の一環として、 地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行う。

### ウ 捕獲方法

捕獲方法は、檻、囲いわな又は銃器とする。

大型囲いわなを使用すると、加害群の行動圏の縮小や隣接する加害群の行動圏の変化を誘発するおそれがあるため、大型囲いわなを使用する際は、可能な限り事前に行動圏の把握等の生息状況調査を行い、捕獲を実施した後は、個体数や加害レベル等をモニタリングし、捕獲目標の達成状況や効果を検証する。

### エ 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、麻酔薬等の投薬や銃器による止め刺し等、できる限り苦痛を与えない方法により早急に殺処分し、実験動物としての利用はしない。

# (2) 捕獲の担い手確保・育成

新たな担い手の確保・育成を図るため、新規狩猟免許、銃砲所持許可取得者への経費助成等による新規狩猟者確保対策、管理捕獲従事者等育成研修会の実施等による捕獲従事者養成対策に取り組む。

# 9 モニタリング等の調査研究

県は、市町村等の連係、協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況等を総合的に 把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

### (1) 生息状況

生息分布、群れ数、個体数、行動域、加害レベル等の調査を実施し、生息状況を把握する。

# (2)被害状況

農作物等の被害額及び被害面積等の調査を実施し、被害状況を把握する。

### (3) 捕獲状況

捕獲日、捕獲位置、捕獲数、捕獲方法、性別、年齢、体長及び体重等の捕獲状況を把握する。

### 10 その他管理のために必要な事項

### (1)計画の実施体制

計画の策定、計画の実行、評価検証・見直しの各段階において、県、市町村、農業

者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施する。

### ア 計画の策定

### (ア) 県の役割

県は、計画を策定するにあたり、サルの現況について市町村等から情報収集を行い、各市町村の被害防止計画との整合性に留意しながら、行政の研究機関、大学の研究者、民間の調査機関等の専門家や、行政機関、利害関係者等で構成される「山梨県ニホンザル保護管理会議」を設置し、計画について検討・評価の上、計画を策定する。

# (イ) 市町村の役割

市町村は、本計画と整合性のとれた「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、計画策定に必要な情報を県に提供する。また、市町村においては、群れごとに次の管理目標を設定する。

### a 中長期的な目標

各市町村において把握している群れごとに、5 (5)目標を達成するための 施策の基本的な考え方に基づき、最終的にどのような状態とするのか目標を設 定する。

# b 短期的な目標

中長期的な目標を踏まえて、群れごとに本計画期間中にどのような対策を行うのか目標を設定する。

### イ 計画の実行

県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体が、 それぞれの役割に応じ、事業を実施する。

### (ア) 県の役割

### a 年間実施計画の策定

県は、計画を円滑に推進するため、毎年度市町村が策定する実施計画及び被害地図をとりまとめ、山梨県ニホンザル保護管理会議での検討を経て、県全体の年間実施計画(「第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画年間実施計画」(以下「年間実施計画」という。)を策定する。

### b 市町村への支援

県は、市町村が策定する実施計画等への支援・助言を行うとともに、年間実施計画に基づき市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行う。また、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進める。

個体群管理の必要に応じて市町村が行う生息状況調査について、必要と認める場合は県が調査を行う。

### c その他

管理事業を効果的に進めるため、各林務環境事務所に設置した地域野生鳥獣

被害対策連絡会議を通じて広域的な連携・調整を図る。

市町村、農業者、地域住民等が実施する被害対策に必要な支援・助言を行う専門職員を配置し、市町村や農業者団体の職員等に向けた最新の知見及び対策手法に関する情報提供や技術指導、新たな対策手法の検討等を行うとともに、野生鳥獣所管行政と被害対策所管行政が連携して地域ぐるみの取り組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

### (イ) 市町村の役割

市町村は、被害防止計画に基づき、実施計画及び被害地図を作成し、県に提出し、山梨県ニホンザル保護管理会議での検討を経て策定された年間実施計画に基づいて「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境整備」を組み合わせた管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い、個体数調整及び被害防除対策等に活用する。

さらに、被害防除対策の実施は、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、 県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術 指導を行う。

(P44 参考資料10:年間実施計画の手順)

# ウ 評価・検証、見直し

県は、イ(ア)に基づき作成する年間実施計画について、市町村、農林業団体、 狩猟者団体等のほか、県研究機関等の協力を得て山梨県ニホンザル保護管理会議で 評価・検討を行う。

年間実施計画の検討結果について、市町村にフィードバックし、市町村が策定する計画等に活用する。

また、年間実施計画の検討結果は、次期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画に反映する。

### フィードバックの仕組み

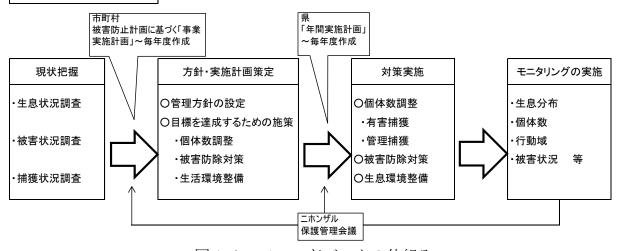


図14 フィードバックの仕組み

### (2) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、 県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、サルの生息状況、被害状況、捕獲状況 等について、ホームページ等により公表する。

市町村は、サルの生息状況等地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の周知及び住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

# (3) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、神奈川県、長野県にまたがることから、関係都県と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況について情報交換を行うとともに、行動域が都県域をまたがり生息するニホンザルに装着した電波発信器を用いた調査に関する情報を共有する等、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

## 11 群れごとの目標・対策

10(1)ア(イ)に基づき、市町村が群れごとの中長期的な目標の設定を行った。また、群れごとの中長期的な目標を踏まえて、本計画期間中に行う短期的な目標を設定した。

さらに、群れごとの目標と、それを踏まえた短期的な目標を基に、年度ごとに対策を 実施し、その実施状況について把握を行い、次年度以降の対策実施に反映させる。

(P47 参考資料11:群れごとの中長期的な目標)

#### 山梨県環境保全審議会 【山梨県ニホンザル保護管理会議】 (学識経験者・農林業団体・自然保護団体・行政関係者等) 諮問 答申 ○第二種特定鳥獣管理計画の策定・見直し 〇モニタリング結果の評価 〇年間実施計画の点検・評価 検討 提言 隣接都県 依頼 連携 【山梨県・野生鳥獣被害対策連絡協議会】 県担当課、県警生活安全企画課、市長 【野生鳥獣害被害対策研究チーム】 会、町村会、県猟友会、JA山梨中央会、 富士山科学研究所、森林総合研究所、総合農業 森林組合連合会、恩賜林保護組合連合 技術センター、水産技術センター 〇第二種特定鳥獣管理計画の策定・見直し ○被害現地の分析指導や助言 〇有効な防護方法の研究開発 〇実施計画の策定 ○野生鳥獣被害対策連絡協議会等の運営 |○有効な捕獲方法の研究開発 ○捕獲許可基準及び狩猟規制の設定 〇被害・捕獲情報の収集・分析 【地域野生鳥獣被害対策チーム】 〇隣接都県との情報交換・連携 林務環境事務所、農務事務所等 ○モニタリング結果の分析・検討 〇農林業被害対策に対する支援等 〇被害集落に対する支援 〇市町村に対する助言、支援 〇農林業者等に対する普及啓発・支援 【地域野生鳥獣被害対策連絡会議】 林務環境事務所、農務事務所、市町村、猟友 会、恩賜県有財産保護組合等 助言 助言 報告 支援 報告 支援 ○被害防除対策の検討 ○広域連携・調整 【市町村】 【地域関係団体等】 〇市町村別実施計画案の作成 (農林業等関係団体等) ○被害防除対策の実施・支援 〇被害実態の把握 ○農林業者の支援・指導等 〇被害実態の把握 〇個体数調整の実施 (猟友会) 〇個体数調整への協力 ○追い払いへの協力 (自然保護団体等) 〇被害防除への協力 〇普及啓発への協力 支援 各地域【農業者、林業者、住民等】 ○被害防除対策の実施 ○個体数調整の実施 ○被害報告 ○各種地域ぐるみの取り組み

図15 ニホンザル管理計画の推進体制

# 12 参考資料

参考資料 1:被害防止計画·管理区域等対象一覧

# 〇二ホンザル 特措法被害防止計画の対象及び第二種特定鳥獣管理区域の対象の有無

	市町村名	鳥獣被害防止 特措法の被害 防止計画の策 定の有無		はの被害   恢告的止計   第一種特定局   画中、サル   獣(ニホンザ   画の策   が対象動物   川)の無理区		参考 サル捕(令和2年度		
							管理	有害
1	甲府市	0	0	0	0		0	0
2	富士吉田市	0	0	0	0		1	0
3	都留市	0	0	0	0		33	9
4	山梨市	0	0	0	0	-	2	0
5	大月市	0	0	0	0		21	2
6	韮崎市	0	0	0	0		244	0
7	南アルプス市	0	0	0	0		106	77
8	北杜市	0	0	0	0		189	0
9	甲斐市	0	0	0	0		0	0
10	笛吹市	0	0	0	0		0	0
11	上野原市	0	0	0	0		14	0
12	甲州市	0	0	0	0		9	0
13	中央市	0	×	×	×		0	0
14	市川三郷町	0	0	0	0		4	0
15	早川町	0	0	0	0		25	0
16	身延町	0	0	0	0		172	0
17	南部町	0	0	0	0		65	0
18	富士川町	0	0	0	0		49	0
19	昭和町	×	_	×	×		0	0
20	道志村	0	×	×	×		0	0
21	西桂町	0	0	0	0		1	0
22	忍野村	0	×	×	×		0	0
23	山中湖村	0	Δ*	×	×		0	0
24	鳴沢村	0	0	0	0		6	7
25	富士河口湖町	0	0	0	0		5	0
26	小菅村	0	0	0	0		7	0
27	丹波山村	0	0	0	0		13	0
	対象数	26	23	22	22		966	95

<sup>※</sup> 山中湖村は対象鳥獣としているが、村定住の群れがなく、目撃情報が主で、農業被害はなく、生活被害もまれであり、 管理捕獲を 行っていないため、管理区域から除外する。

(R3.3時点)

# 参考資料2:群れごとの生息状況一覧

	群れ			サイズ	連続群	主たる生	息域		<del></del>	
地域個体群	番号	サル群れ名	加害レベル		or 孤立群	地域名	メッ	シュ	市町村名	
	1	河口湖	2	小	不明	旭	128	144		
三ッ峠地域 個体群	2	吉田	2	小	連続	富士吉田市旭、新倉、富士見町	159	144	2 富士吉田市	
	3	西桂	2	小	連続	富士吉田市上暮地(寿町・白糸町)、富士見町・西桂町	145	159		
	4	小形山	2	小	不明	小形山、川茂、下谷、大原、井倉	114	130		
	5	金井	2	小	不明	金井、平栗、中津森、下谷、上谷	130			
三ッ峠地域 個体群	6	加畑	2	小	不明	加畑、大幡、平栗	130		3 都留市	
	(3)	西桂	2	小	不明	東桂	129	145		
	7	田野倉	2	不明	不明	田野倉	115	131		
秩父地域 個体群	8	徳和	3	小	孤立	牧丘町成沢、三富上柚木、下荻原、下釜口、徳和、川浦	40	52	4 山梨市	
秩父地域	9	七保北	2	小	不明	七保町瀬戸	84			
個体群	10	賑岡(七保南側含)	2	小	不明	七保町奈良子・下和田・林・服岡町奥山・畑倉	99		5 大月市	
三ッ峠地域	11	笹子	2	小	不明	笹子町黒野田、白野、追分	113		נוו אָ אָ	
個体群	12	沢井•花咲•初狩	2	小	不明	初狩町・大月町・花咲町	114			
	13	湯船	4	大	孤立	旭町上條南割、中割	76			
	14	神山	3	大	孤立	旭町上條北割、神山町鍋山	75			
南アルプス	15	清哲	3	大	連続	神山町北宮地、清哲町水上、清哲町青木	61	75	6 韮崎市	
地域個体群	16	円野	4	小	孤立	清哲町折居、円野町入戸野	47	61	O 크트 ┉미 III	
	17	円野武川	4	不明	孤立	円野町上円井	47			
	18	穂坂·穴山	不明	不明	不明	穴山町、穂坂町	62			
	19	湯沢	4	小	連続	秋山、湯沢、中野、塚原	107	123		
	20	高尾	3	小	孤立	高尾、平岡、上市之瀬	106	107		
南アルプス	21	芦安	4	小	孤立	芦安芦倉、安通	90		7 南アルプス市	
地域個体群	22	塩前	3	小	連続	築山、駒場	90			
	23	上宮地(深沢B)	3	小	連続	平岡、上宮地、曲輪田、飯野、築山	91	107		
	24	深沢A	4	小	連続	下市之瀬、上市之瀬、あやめが丘、平岡、上宮地	107			

	## Jo	サル群れ名		 群れ	連続群	主たる生			
地域個体群	群れ 番号		加害レベル	サイズ 大or小	or 孤立群	地域名	יפיצ	シュ	市町村名
	25	教来石	2	大	連続	小淵沢町、白州町、富士見町	19	33	
	26	鳥原	不明	不明	不明	白州町	32		
	27	竹宇	4	小	連続	白州町	32	33	
	28	中山	不明	不明	不明	白州町	33		
南アルプス 地域個体群	29	大坊	不明	不明	不明	白州町	46		
	30	奥大坊	3	大	連続	白州町、武川町	40		
	31	山高	5	大	連続	白州町、武川町	46		8 北杜市
	32	下笹尾	3	小	連続	小淵沢町、長坂町	20		
	33	加蔵	3	小	連続	小淵沢町	19	20	
	34	江草	3	大	連続	須玉町	35	48	
茅ヶ岳地域	35	比志	3	大	連続	須玉町	23		
個体群	36	茅ケ岳	4	大	連続	須玉町	35	48	
	37	八巻(津金)	3	小	連続	須玉町、高根町	22		
三ッ峠地域 個体群	(1)	河口湖	2	小	不明	富士河口湖町、笛吹市御坂町、富士吉田市	128	144	10 笛吹市
	38	K1	3	大	不明	棡原•上野原	86	101	
秩父地域 個体群	39	K4	3	大	不明	棡原•上野原	86	101	11 上野原市
	40	西原	3	小	不明	棡原•上野原	101	102	
	41	勝沼町深沢	2	不明	不明	勝沼町深沢	96		
三ッ峠地域	42	大和町初鹿野	2	小	不明	大和町初鹿野	96		12 甲州市
個体群	(7)	徳和	2	不明	不明	塩山下柚木	66		12 中州市
	43	塩山下萩原	2	不明	不明	塩山下萩原	81		
南アルプス 地域個体群	44	網倉	2	小	不明	六郷、市川大門	139	154	14 市川三郷町
	45	茂倉	4	小	連続	茂倉	152		
南アルプス	46	上湯島	4	小	連続	上湯島	136		15 B III ==
地域個体群	47	古屋	4	小	連続	古屋	181		15 早川町
	48	老平	4	小	連続	老平	180		

	群れ			群れ	連続群	主たる生息域				
地域個体群	番号	サル群れ名	加害レベル	サイズ 大or小	or 孤立群	地域名	メッシュ		市町村名	
	49	大塩	3	大	孤立	中富	153			
	50	平須	3	小	孤立	中富	153			
	51	手打沢	3	大	孤立	中富	153	154		
	52	塩之沢	3	<b>小</b>	連続	身延	182	194		
南アルプス 地域個体群	53	常葉	3	不明	不明	下部	169		16 身延町	
	54	市之瀬	3	不明	不明	下部	154	169		
	55	八木沢	3	大	孤立	身延	182			
	56	杉山	3	小	不明	身延	155	170		
	57	門野	3	小	孤立	身延	193			
	58	成島	3	大	連続	成島、本郷、中野、柳島	204	207		
南アルプス 地域個体群	59	真篠	3	大	連続	真篠、峰、平、御堂、向田	211		17 南部町	
	60	塩沢	4	大	連続	塩沢、大和、楮根	208			
南アルプス	61	利根川	3	<b>小</b>	連続	富士川町	122	123	40 후土 Ш마	
地域個体群	62	小柳川	3	小	連続	富士川町	138	139	18 富士川町	
三ッ峠地域 個体群	(3)	西桂	0	小	連続	西桂町	129	145	21 西桂町	
三ッ峠地域 個体群	63	足和田	3	大	孤立	鳴沢村	143	158	24 鳴沢村	
	(2)	吉田	2	<b>小</b>	孤立	新倉、河口、浅川、船津	144	159		
三ッ峠地域 個体群	(1)	河口湖	2	小	孤立	河口、大石	128	144	25 富士河口湖町	
	(63)	足和田	2	大	孤立	勝山、大嵐、鳴沢、西湖、長浜、大石	143	158		
	64	橋立	3	<b>小</b>	不明	橋立、川池	55	56		
秩父地域	65	三つ子	4	\J\	不明	小永田、白沢、中組、田元、川池	56	70	26 小菅村	
個体群	66	東部	4	大	不明	東部	56		20 小官利	
	67	長作西原	3	<b>/</b> /\	不明	長作	70	85		
秩父地域 個体群	68	丹波山	2	小	孤立	丹波山村	55	56	27 丹波山村	

参考資料3:被害防除対策状況一覧

市町村名	群れ 番号		これまでの対策実施状況(~令和2年度)								
		11 11 70 12 1- 40		被害	<b>宇防除対策</b>	個体数調整数	生息環境整備				
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	発信器 装着		
	1	河口湖			簡易柵	(管理) 0	*	住民への周知			
					電気柵	(有害) 0					
2富士吉		+			簡易柵	(管理) 1	<b> </b>	9 % two +1 45 = # 77 A ch 45			
田市	2	吉田	0		電気柵	(有害) 0	放置果樹の伐採	鳥獣被害対策講習会実施   	0		
	_	<b>*</b> #			簡易柵 750m	(管理) 0	14 異用性の体質	自路协定与协会			
	3	西桂	0		電気柵 1,800m	(有害) 0	放置果樹の伐採	鳥獣被害対策講習会実施   			
	4	do Estada	0		簡易柵 32,589m(市内全体)	(管理) 8	*	住民への周知 広報			
	4	小形山			電気柵 21,903m(市内全体)	(有害) 0	**	(未管理果樹や農作物残渣に よる野生鳥獣の誘引の除去)			
	5	金井	0		簡易柵 32,589m(市内全体)	(管理) 15	*	住民への周知 広報			
					電気栅 (有害) <sup>ベ</sup> 21,903m(市内全体) 0	(未管理果樹や農作物残渣に よる野生鳥獣の誘引の除去)					
3都留市	6	加畑	0		簡易柵 32,589m(市内全体)	(管理) 5	*	住民への周知 広報			
の即田川		ЛΙΆ			電気柵 21,903m(市内全体)	(有害) 2	*	(未管理果樹や農作物残渣に よる野生鳥獣の誘引の除去)			
	(3)	西桂	0		簡易柵	(管理) 3	*	住民への周知 広報			
					電気柵	(有害) 0	^	(未管理果樹や農作物残渣に よる野生鳥獣の誘引の除去)			
	7	田野倉	0		簡易柵 32,589m(市内全体)	(管理) 4	*	住民への周知 広報			
	,				電気柵 21,903m(市内全体)	(有害) 0	*	(未管理果樹や農作物残渣に よる野生鳥獣の誘引の除去)			
4山梨市	8	体和		簡易柵 (管理)	野菜残渣の埋設励行	( <del>)</del> [] . 0 [] <del> </del>	0				
4四采巾	ŏ	徳和	0		電気柵	(有害) 0	野采残准の埋設励1]	住民への周知	O		
		L /B			簡易柵	(管理) 3	w	CHA OFFICE			
	9	七保	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			
	10	<b>℡図/上/2 士/84 今</b> \			簡易柵	(管理) 15		A RACE TO			
c+	10	賑岡(七保南側含)	0		電気柵	(有害) 2	*	住民への周知			
5大月市	11	ケフ			簡易柵	(管理) 1		A RACE TO			
	11	笹子	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			
		NO.11 HEN 1-11			簡易柵	(管理) 2	\.	A.D			
	12	沢井・花咲・初狩	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			

<sup>※</sup> 該当なし。

市町村名	群れ 番号	これまでの対策実施状況(~令和2年度)										
				被	<b>書防除対策</b>	個体数調整数	生息	発信器				
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	装着			
6韮崎市	13	湯舟			簡易柵 電気柵 3,997m		緩衝地の整備	*				
	14	神山			簡易柵 電気柵 2,773m		緩衝地の整備	集落環境診断の結果周知				
	15	清哲			簡易柵 電気柵 4,798m	(管理) 市内全体244	*	*				
	16	円野	0	0	簡易柵 電気柵 6,487m	(有害) 市内全体0	緩衝地の整備	*				
	17	円野武川	0		簡易柵 電気柵 1,650m		*	*				
	18	穗坂·穴山			簡易柵		*	*				
	19	湯沢	0		簡易柵 電気柵 6,456m	(管理) 29 (有害) 16	緩衝地の整備	鳥獣被害対策講習会実施	0			
	20	高尾	0		簡易柵 電気柵 1,681m	17 冊 (有害) 緩衝地の整備 鳥獣被害対策讃		鳥獣被害対策講習会実施	0			
7南アル	21	芦安	0		簡易柵電気柵	(管理) 6 (有害) 0	*	※ 鳥獣被害対策講習会実施				
プス市	22	塩前	0		簡易柵 電気柵 9,191m	(管理) 36 (有害) 39	緩衝地の整備	鳥獣被害対策講習会実施	0			
	23	上宮地	0		簡易柵 電気柵 7,573m	13 冊 (有害) 緩衝地の整備 鳥獣被害対策講習会		鳥獣被害対策講習会実施	0			
	24	深沢A	0		簡易柵 電気柵 7,222m	(管理) 5 (有害) 10	緩衝地の整備	鳥獣被害対策講習会実施				

<sup>※</sup> 該当なし。

市町村	群れ 番号				これま	(~令和2年度)	守和2年度)				
名				被害	<b>書防除対策</b>	個体数調整数	生息斑	発信器			
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	装着		
					簡易柵 300m	(管理)	±11 a + b 11	0.5.45			
	25	教来石	0	0	電気柵 200m	(有害)	森林の整備	住民への周知	0		
	26	鳥原			簡易柵	(管理) 15	*	*			
	20	<i>li</i> ng <i>li</i> ,Ti			電気柵	(有害)	**	**			
	07	<i></i>			簡易柵	(管理) 15	w	Æ R • ○ R fr			
	27	竹宇	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			
		±			簡易柵	(管理) 5	W	W			
	28	中山			電気柵	(有害) 0	*	*			
	20	大坊			簡易柵	(管理) 15	*	A.C. 0004			
	29				電気柵	(有害) 0	**	住民への周知			
	20	图十七	0		簡易柵	(管理) 15	W	0.7.275			
	30	奥大坊			電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			
0.46+1	31	.1.=			簡易柵	(管理) 20	W	A-D-ORF			
8北杜市		山高	0		電気柵	(有害) 20	*	住民への周知	0		
	00	<b>-</b>	下午		簡易柵	(管理) 10	W	A-D-ORF			
	32	下笹尾	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知	0		
		加蔵	0		簡易柵	(管理) 5					
	33				電気柵	(有害) 0	*	*	0		
		江草				簡易柵	(管理) 20				
	34		0		電気柵	(有害) 25	*	住民への周知	0		
			_		簡易柵	(管理) 20		B 7			
	35	比志	0		電気柵	(有害)	*	住民への周知	0		
		، عبر	_		簡易柵	(管理) 10		0 =	_		
	36	茅ケ岳	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知	0		
	-	11 Mr. / 3 + A >			簡易柵	(管理) 10		AD 275			
	37	八巻(津金)	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知			
10 ft'	,	· <b>-</b> -	_		簡易柵	(管理) 0	11 mm m 12 a m 12				
10笛吹市	(1)	河口	0		電気柵	(有害) 0	放置果樹の伐採	*			

<sup>※</sup> 該当なし。

市町村	群れ				これま	での対策実施状況	兄(~令和2年度)		
名	番号			被	<b>書防除対策</b>	個体数調整数	生息现	<b>責境整備</b>	発信器
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	装着
	38	K1	0		簡易柵	(管理) 10	その他	鳥獸被害対策講習会実施	0
	30	KI			電気柵 延長不明	(有害) 0		駆逐煙火講習会	
11上野原	00	1/4			簡易柵	(管理) 0		鳥獸被害対策講習会実施	
市	39	K4	0		電気柵 延長不明	(有害) 0	その他	駆逐煙火講習会	0
					簡易柵	(管理) 4		鳥獣被害対策講習会実施	_
	40	西原	0		電気柵 延長不明	(有害) 0	その他	駆逐煙火講習会	0
					簡易柵	(管理) 1	放置果樹の伐採		
	41	勝沼町深沢	0	0	電気柵	(有害) 0	防護柵管理組合による管理	*	
					簡易柵	(管理) 8	放置果樹の伐採		
	42	大和町初鹿野	0	0	電気柵 4,200m	(有害) 0	防護柵管理組合による管理	*	
12甲州市					簡易柵	(管理) 0	放置果樹の伐採		
	(7)	徳和	0		電気柵	(有害) 0	防護柵管理組合による管理	*	
					簡易柵	(管理) 0	放置果樹の伐採		
	43	塩山下萩原	0		電気柵	(有害) 0	防護柵管理組合による管理	*	
14市川三					簡易柵	(管理)			
郷町	44	網倉	0		電気柵	(有害) (有害)	*	*	
					簡易柵	(管理) 2			
	45	茂倉	0		電気柵	(有害) 0	森林の整備	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
	46	上湯島	0		電気柵	(有害) 0	森林の整備	住民への周知	
15早川町					簡易柵	(管理)			
	47	古屋	0		電気柵	(有害) 0	森林の整備	住民への周知	
					簡易柵	(管理) 35			
	48	老平	0		電気柵	(有害) (有害)	森林の整備	住民への周知	

<sup>※</sup> 該当なし。

市町村	群れ				これま	での対策実施状況	記(~令和2年度)		
名	番号			被	<b>書</b> 防除対策	個体数調整数	生息现	貴境整備	発信器
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	装着
				12日	簡易柵 278m	(管理)			
	49	大塩	0		電気柵 4,361m	(有害) 0	*	*	
					簡易柵 3,994m	(管理)			
	50	平須	0		電気柵 5,931m	(有害)	*	*	
					簡易柵	(管理)			
	51	手打沢	0		626m 電気柵	(有害)	*	*	0
					11,124m 簡易柵	(管理)			
	52	塩之沢			4,332m	(百里)	*	*	
	52	<b>塩</b> 之沢			電気柵	(有害) 0	*	*	
					簡易柵 6,768m				
16身延町	53	常葉	0		電気柵 18,281m	(有害) 0	**	*	
					簡易柵 2431m	(管理) 1			
	54	市之瀬	0		電気柵 8,638m	(有害) 0	*	*	
					簡易柵 2,183m	(管理) 0			
	55	八木沢	0		電気柵	(有害) 0	*	*	
					簡易柵 3,066m	(管理) 0			
	56	杉山	0		電気柵	(有害) 0	*	*	
			0		簡易柵 7,350m				
	57	門野			電気柵	(有害)	*	*	0
					簡易柵	(管理) 18			
	58	成島	0		電気柵	(有害) 0	森林の整備	*	
					簡易柵	(管理)			
17南部町	59	真篠	0		電気柵	(有害) 0	野菜残渣の埋設励行	*	
					簡易柵	(管理) 39			
	60	塩沢	0		電気柵	(有害) 0	野菜残渣の埋設励行	*	
			0		簡易柵 3,690m	(管理) 41			
18富士川	61	利根川			電気柵 20,402.8m	(有害)	放置果樹の伐採	*	
町					簡易柵 2,076m				
	62	小柳川	0		電気柵 11,213m	(有害)	放置果樹の伐採	*	

<sup>※</sup> 該当なし。

市町村	群れ				これま	での対策実施状況	₹(~令和2年度)		
名名	番号			被智	<b>喜防除対策</b>	個体数調整数	生息班	景境整備	発信器
		サル群れ名	追い払い	警報 装置	防護柵(簡易柵、電気 柵別)	令和2年度実績 数(有害·管理)	環境整備	普及啓発	装着
					簡易柵	(管理)			
21西桂町	(3)	西桂	0		電気柵 11,271.9m	(有害) (有害) 0	放置果樹の伐採	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
24鳴沢村	63	足和田	0			(有害) 7	野菜残渣の埋設励行	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
	(2)	吉田	0			0 (有害) 0	放置果樹の伐採	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
25富士河 口湖町	(1)	河口	0		電気柵	4 (有害) 0	放置果樹の伐採	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
	(63)	足和田山	0			(有害) (有害) 0	放置果樹の伐採	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
	64	橋立	0		延長不明 電気柵	2 (有害) 0	*	住民への周知	
					簡易柵	(管理)	その他		
	65	三つ子	0		電気柵 延長不明	(有害) (有害) 0	一部放任果樹の収穫	住民への周知	
26小菅村					簡易柵	(管理)			
	66	東部	0		電気柵延長不明	(有害) 0	*	住民への周知	
					簡易柵 延長不明	(管理)			
	67	長作西原	0		電気柵	(有害) 0	*	住民への周知	
					簡易柵	(管理)			
27丹波山 村	68	丹波山	0		電気柵 17,000m	2 (有害) 0	*	住民への周知	

<sup>※</sup> 該当なし。

# 参考資料4:捕獲数の推移

年度	S62	S63	H1	H2	Н3	H4	H5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
有害(頭)	29	29	31	31	23	38	5	69	74	315	133	239	334	248	293	196	368	456	219	672
管理(頭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	29	29	31	31	23	38	5	69	74	315	133	239	334	248	293	196	368	456	219	672

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害(頭)	268	43	79	124	123	231	132	183	52	161	127	96	85	95
管理(頭)	133	818	644	732	796	1,198	885	1,000	925	1,071	1,182	1,057	1,113	966
計	401	861	723	856	919	1,429	1,017	1,183	977	1,232	1,309	1,153	1,198	1,061

# 参考資料 5:市町村別捕獲数の推移

		H23			H24			H25			H26			H27	
市町村名	有害 捕獲	管理 捕獲	計	有害 捕獲	管理 捕獲	計	有害 捕獲	管理 捕獲	計	有害 捕獲	管理 捕獲	計	有害 捕獲	管理 捕獲	計
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士吉田市	0	13	13	0	29	29	0	20	20	0	30	30	0	11	11
都留市	0	29	29	23	23	46	0	10	10	41	20	61	17	25	42
山梨市	2	0	2	7	0	7	26	8	34	17	20	37	9	8	17
大月市	0	10	10	0	10	10	0	5	5	0	7	7	0	7	7
韮崎市	0	182	182	8	266	274	1	184	185	1	200	201	0	200	200
南アルプス市	39	115	154	107	80	187	60	80	140	43	88	131	25	90	115
北杜市	35	100	135	17	140	157	2	147	149	2	147	149	0	152	152
甲斐市	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0
笛吹市	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	1	1	1	5	6
上野原市	0	10	10	0	47	47	0	16	16	0	50	50	0	37	37
甲州市	0	11	11	0	5	5	0	9	9	0	2	2	0	10	10
中央市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川三郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
早川町	28	50	78	69	48	117	40	32	72	73	45	118	0	65	65
身延町	19	56	75	0	199	199	0	108	108	5	110	115	0	94	94
南部町	0	70	70	0	70	70	0	74	74	0	70	70	0	67	67
富士川町	0	70	70	0	73	73	0	73	73	0	58	58	0	51	51
昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道志村	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	12	12	0	14	14	0	7	7	0	20	20	0	18	18
忍野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴沢村	0	4	4	0	30	30	0	18	18	0	18	18	0	15	15
富士河口湖町	0	57	57	0	134	134	0	72	72	0	75	75	0	53	53
小菅村	0	7	7	0	24	24	0	18	18	0	30	30	0	11	11
丹波山村	0	0	0	0	1	1	0	4	4	0	8	8	0	5	5
合計	123	796	919	231	1,198	1,429	132	885	1,017	183	1,000	1,183	52	925	977

		H28			H29			H30			R1			R2	
市町村名	有害 捕獲	管理 捕獲	計												
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士吉田市	0	10	10	0	20	20	3	10	13	2	10	12	0	1	1
都留市	4	40	44	0	36	36	1	33	34	12	20	32	9	33	42
山梨市	0	6	6	11	6	17	0	15	15	0	3	3	0	2	2
大月市	10	7	17	6	7	13	11	11	22	2	21	23	2	21	23
韮崎市	0	240	240	0	229	229	0	240	240	0	240	240	0	244	244
南アルプス市	38	114	152	49	119	168	34	102	136	0	115	115	77	106	183
北杜市	45	180	225	55	230	285	38	179	217	0	176	176	0	189	189
甲斐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
笛吹市	0	5	5	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野原市	0	19	19	0	34	34	0	20	20	8	20	28	0	14	14
甲州市	3	14	17	6	7	13	3	5	8	1	10	11	0	9	9
中央市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川三郷町	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0	13	13	0	4	4
早川町	60	38	98	0	45	45	0	45	45	0	48	48	0	25	25
身延町	1	145	146	0	235	235	5	200	205	0	170	170	0	172	172
南部町	0	109	109	0	89	89	1	61	62	0	105	105	0	65	65
富士川町	0	58	58	0	47	47	0	61	61	0	55	55	0	49	49
昭和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	10	10	0	2	2	0	16	16	43	20	63	0	1	1
忍野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴沢村	0	9	9	0	12	12	0	12	12	10	20	30	7	6	13
富士河口湖町	0	56	56	0	45	45	0	25	25	7	45	52	0	5	5
小菅村	0	7	7	0	9	9	0	6	6	0	11	11	0	7	7
丹波山村	0	2	2	0	6	6	0	13	13	0	11	11	0	13	13
合計	161	1,071	1,232	127	1,182	1,309	96	1,057	1,153	85	1,113	1,198	95	966	1,061

# 参考資料 6:市町村別これまでの成果及び問題点一覧

	## Jo	ш.,					<del></del>		
市町村 名	群れ番号	サル 群れ		被害防除対策			生息環	境整備	24 E 00 11 44
		名	追い払い	警報装置	防護柵	一個体数調整	環境整備	普及啓発	· 発信器装着
		河口	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	1	湖	(問題点)	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	2	吉田	次 (成果) 街中での出没報告が 減少した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没報告が減少し た。	(成果)	(成果) 市民の意識強化ができた。	(成果) 群の動きが把握でき た。
2富士吉 田市		ロ田	(問題点) 追払いが間に合わな い時がある。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 捕獲数が減少した。	(問題点) ※	(問題点) 参加度合いに差があ る。	(問題点) 装着に適したサルの 捕獲が困難である。
			(成果) 街中での出没報告が 減少した。	(成果) ※	(成果) 圃場への鳥獣の侵入 による被害が減少し た。	(成果) 出没報告が減少し た。	(成果) 伐採した場所での目 撃が減少した。	(成果) 市民の意識強化がで きた。	(成果) 群の動きが把握でき た。
	3	西桂	(問題点) 追払いが間に合わな い時がある。	(問題点) ※	(問題点) 電気柵の維持管理に高額な費用がかかる。	(問題点) 捕獲数が減少した。	(問題点) ※	(問題点) 参加度合いに差があ る。	(問題点) 頭数が減り、サルの捕獲が困難である。
	4	小形	(成果) 平成27年度から導入 した駆逐用煙火保安 講習会の継続により、 地域での追い払い体 制の構築が進んでき た。	(成果) ※	(成果) 市単補助金の活用に よる防護柵を設置す る農家が増えてきてい る。また、平成29年 度に大型捕獲檻を導 入し、群れの一斉捕 獲に取り組んだ。	捕獲を併用する中	(成果) ※	(成果) 放任果樹・野菜残渣 による野生鳥獣の誘 引防止について、市 民に周知した。	(成果) ※
	4	山	(問題点) より効果的な追い払 いのための人員確 保。	(問題点) ※	(問題点) 防護柵の設置に地域 差がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。		(問題点) 周知が出来た一方 で、放任果樹・野菜 残渣による野生鳥獣 の誘引が原因で被害 が出ている農地が見 受けられる。	(問題点) ※
			(成果) 平成27年度から導入 した駆逐用煙火保安 講習会の継続により、 地域での追い払い体 制の構築が進んでき た。	(成果) ※	(成果) 市単補助金の活用に よる防護柵を設置す る農家が増えてきてい る。また、県営事業の 活用による広域的な 防護柵を設置してい る。	捕獲を併用する中 で、加害個体の捕獲	(成果) ※	(成果) 放任果樹・野菜残渣 による野生鳥獣の誘 引防止について、市 民に周知した。	(成果) ※
3都留市	5	金井	(問題点) より効果的な追い払 いのための人員確 保。	(問題点) ※	(問題点) 防護柵の設置に地域 差がある。		(問題点) 放任果樹の伐採、野 菜残渣の除去が進ま ない。		(問題点) ※
	6	加畑	(成果) 平成27年度から導入 した駆逐用煙火保安 講習会の継続により、 地域での追い払い体 制の構築が進んでき た。	(成果) ※	(成果) 市単補助金の活用に よる防護柵を設置す る農家が増えてきてい る。また、県営事業の 活用による広域的な 防護柵を設置してい る。	捕獲を併用する中 で、加害個体の捕獲	(成果) ※	(成果) 放任果樹・野菜残渣 による野生鳥獣の誘 引防止について、市 民に周知した。	(成果) ※
	0	<b>Л</b> И Ж	(問題点) より効果的な追い払 いのための人員確 保。	(問題点)	(問題点) 防護柵の設置に地域 差がある。		(問題点) 放任果樹の伐採、野菜残渣の除去が進まない。		(問題点)

<sup>※</sup> 該当なし。

	3# -b	サル			J.	<b>式果及び問題</b> 点	<u> </u>		
市町村名	群れ 番号	群れ名		被害防除対策		用人类细数	生息環	境整備	発信器装着
		73	追い払い	警報装置	防護柵	一個体数調整	環境整備	普及啓発	光信研表有
	(3)	西桂	(成果) 平成27年度から導入 した駆逐用煙火保安 講習会の継続により、 地域での追い払い体 制の構築が進んでき た。	(成果) ※	(成果) 市単補助金の活用に よる防護柵を設置す る農家が増えてきてい る。また、県営事業の 活用による広域的な 防護柵を設置してい る。	捕獲を併用する中 で、加害個体の捕獲	(成果) ※	(成果) 放任果樹・野菜残渣 による野生鳥獣の誘 引防止について、市 民に周知をした。	(成果) ※
3都留市			(問題点) より効果的な追い払 いのための人員確 保。	(問題点) ※	(問題点) 防護柵の設置に地域 差がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。	(問題点) 放任果樹の伐採、野 菜残渣の除去が進ま ない。	(問題点) 周知が出来た一方 で、放任果樹・野菜 残渣による野生鳥獣 の誘引が原因で被害 が出ている農地が見 受けられる。	(問題点) ※
고테·田·川·		田野	(成果) 平成27年度から導入 した駆逐用煙火保安 講習会の継続により、 地域での追い払い体 制の構築が進んでき た。	(成果) ※	(成果) 市単補助金の活用に よる防護柵を設置す る農家が増えてきてい る。	捕獲を併用する中	(成果) ※	(成果) 放任果樹・野菜残渣 による野生鳥獣の誘 引防止について、市 民に周知をした。	(成果) ※
	7	倉	(問題点) より効果的な追い払 いのための人員確保	(問題点) ※	(問題点) 防護柵の設置に地域 差がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。	(問題点) 放任果樹の伐採、野菜残渣の除去が進まない。	(問題点) 周知が出来た一方 で、放任果樹・野菜 残渣による野生鳥獣 の誘引が原因で被害 が出ている農地が見 受けられる。	(問題点) ※
4山梨市	8	徳和	(成果) 人を警戒し近づかな いようになった。	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 住民の自発的な取り 組みに繋がった。	(成果) 効果的な対策の実施 に繋がった。
			(問題点)	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	9	七保	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) 野生動物の習性など を住民への周知した。	(成果) ※
			(問題点) 人手不足・高齢化。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 一定期間過ぎるとまた 来る。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	10	(七保	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) 野生動物の習性など を住民への周知した。	(成果) ※
5大月市		南側 含)	(問題点) 人手不足·高齢化。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 一定期間過ぎるとまた 来る。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
22()1(1)	11	笹子	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) 野生動物の習性など を住民への周知した。	(成果) ※
	.,	E ,	(問題点) 人手不足·高齢化。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 一定期間過ぎるとまた 来る。		(問題点)	(問題点) ※
	12	沢井・ 花咲・	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没頻度が減少し た。	(成果) ※	(成果) 野生動物の習性など を住民への周知した。	(成果) ※
		初狩	(問題点) 人手不足・高齢化。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 一定期間過ぎるとまた 来る。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※

<sup>※</sup> 該当なし。

	<b>24</b> Jo	ш.,			J.	成果及び問題.	点	-	
市町村 名	群れ 番号	サル 群れ 名		被害防除対策		加什勒部數	生息環	境整備	公告职计单
		<sup>TP</sup>	追い払い	警報装置	防護柵	個体数調整	環境整備	普及啓発	· 発信器装着
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) 伐採した集落の被害 減した。	(成果) ※	(成果) ※
	13	湯舟	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 柵の切れ目や隙間からの侵入する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少した。	(成果) ※	(成果) 伐採した集落の被害 減した。	(成果) ※	(成果) ※
	14	神山   	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 柵の切れ目や隙間からの侵入する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	15	清哲	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 柵の切れ目や隙間からの侵入する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
6韮崎市	16	円野	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) すぐに追い払いがで き、被害が減少した。	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) 伐採した集落の被害 減した。	(成果) 集落の弱点の把握に より防除意欲が高まっ た。	(成果) 今後囲い罠等による 集中捕獲に繋げる。
			(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 柵の切れ目や隙間からの侵入する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		円野	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	17	武川	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 柵の切れ目や隙間からの侵入する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		穂坂・	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	18	穴山	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	19	湯沢	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(問題点) 猟友会員の高齢化	(成果) 支障木を伐採すること により出没回数が減 少した。また、集落環 境診断により鳥獣被 害に対する意識が高 まった。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) ※
			(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果)	(成果)	(成果)	(成果) ※	(成果)	(成果)	(成果) ※
	20	高尾	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 猟友会員の高齢化	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 支障物があるため感 度が悪い。
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	21	芦安	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 猟友会員の高齢化	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
7南アル プス市			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	22	塩前	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 猟友会員の高齢化	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 支障物があるため感 度が悪い。
	23	上宮地	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) 支障木を伐採すること により出没回数が減 少した。また、集落環 境診断により鳥獣被 害に対する意識が高 まった。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) ※
			(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 猟友会員の高齢化	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	24	深沢A	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 猟友会員の高齢化	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 支障物があるため感 度が悪い。

※ 該当なし

					J.	 成果及び問題』	 点		
市町村名	群れ 番号	サル 群れ		被害防除対策			生息環	境整備	
_		名	追い払い	警報装置	防護柵	個体数調整	環境整備	普及啓発	発信器装着
	25	教来	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) すぐに追い払いがで き、被害が減少した。	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 整備した針広混交林 に生息し、出没が減 少した。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) 効果的な管理捕獲が 実施できた。
	25	石	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底。	(問題点) ※	(問題点) 別の集落に出没し た。	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果)	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	26	鳥原	<u>《</u> (問題点) <u>※</u>	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 群れの概況を把握し ていない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	27	竹宇	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 整備した針広混交林 に生息し、出没が減 少した。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) ※
			(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果)	(成果) ※	(成果)	(成果)	(成果)	(成果) ※	(成果) ※
	28	中山	<u>※</u> (問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) 群れの概況を把握し ていない。	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※
	29	大坊	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物の被害が減少 した。	(成果) ※	(成果) 整備した針広混交林 に生息し、出没が減 少した。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) ※
		7(9)	(問題点) 人手不足。	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底。	(問題点) ※	(問題点) 別の集落に出没し た。	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果)	(成果) ※	(成果) ※
8北杜市	30	奥大 坊	※ (問題点) 出没頭数が増えた。 また大坊群との区別 ができない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	31	山高	(問題点) 出没頭数が増えた。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果)	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)
	32	下笹 尾	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	(問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※
	33	加蔵	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 効果的な管理捕獲が 実施できた。
			(問題点) 出没頭数が増えた。	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) 個体数が増加した。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	34	江草	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た	(成果) 出没回数が減少した	(成果) 大型捕獲施設を設置した。	(成果) 住民の取り組み強化 につながった。	(成果) 効果的な管理捕獲が 実施できた。
	0.		(問題点) 人手不足。	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底。	(問題点) ※	(問題点)	(問題点)	(問題点)
			(成果) 出没頭数が減少し	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 効果的な管理捕獲が
	35	比志	た。 (問題点) 追い払い資材の費用 負担が大きい。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	実施できた。 (問題点) ※
	26	茅ケ	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 効果的な管理捕獲が 実施できた。
	36	岳	で。 (問題点) 時期により出没する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		八巻	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 伐採した集落の被害 が減少した。	(成果) ※	(成果) ※
	37	(津 金)	/ <u>C。</u> (問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 別の集落に出没した。	(問題点) ※	(問題点) ※

※ 該当なし 38

	20# Jo	ш,,				<b>ず果及び問題</b> が	 ,		
市町村 名	群れ 番号	サル 群れ		被害防除対策		irro t.L. sist man visto	生息環	<b> </b> 境整備	a. = 00 11 44
		名	追い払い	警報装置	防護柵	─ 個体数調整 ─	環境整備	普及啓発	→ 発信器装着 -
10笛吹			(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※
市	(1)	河口	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 効果があった。	(成果) ※	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。
	38	K1	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。
11上野			(成果) 効果があった。	(成果) ※	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。
原市	39	K4	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。
			(成果) 効果があった。	(成果) ※	(成果) 効果があった。	(成果) ※	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。	(成果) 効果があった。
	40	西原	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) ※	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。	(問題点) 根本的解決ができて いない。
	41	勝沼町深	(成果) 花火などで、一定の 効果があった。	(成果) ※	(成果) 防護柵の設置により 一定の効果があった。	(成果) 管理捕獲及び有害 捕獲を併用する中 で、加害個体の捕獲 に努めている。	(成果) ※	(成果) 地元に防護柵管理 組合が設けられ、住 民の意識が高まった。	(成果) ※
	41	沢	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) サルの侵入が確認さ れている圃場がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。	(問題点) ※	(問題点) 組合があるが、大規 模な修繕には、対応 できていない。	(問題点) ※
	42	大和町初	(成果) 猟友会による見回り など、一定の効果が あった。	(成果) ※	(成果) 防護柵の設置により 一定の効果があった。	(成果) 管理捕獲及び有害 捕獲を併用する中 で、加害個体の捕獲 に努めている。	(成果) ※	(成果) 地元に防護柵管理 組合が設けられ、住 民の意識が高まった。	(成果) ※
		鹿野	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) サルの侵入が確認さ れている圃場がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
12甲州 市	(7)	徳和	(成果) 花火などで、一定の 効果があった。	(成果) ※	(成果) 防護柵の設置により 一定の効果があった。	(成果) 管理捕獲及び有害	(成果) ※	(成果) 地元に防護柵管理 組合が設けられ、住 民の意識が高まった。	(成果) ※
			(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) サルの侵入が確認さ れている圃場がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。		(問題点) ※	(問題点) ※
	43	塩山 下萩	(成果) 花火などで、一定の 効果があった。	(成果) ※	(成果) 防護柵の設置により 一定の効果があった。	(成果) 管理捕獲及び有害	(成果) ※	(成果) 地元に防護柵管理 組合が設けられ、住 民の意識が高まった。	(成果) ※
	40	原	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) サルの侵入が確認されている圃場がある。	(問題点) 人慣れが進んだ個体 もおり、対応に苦慮す ることが多い。		(問題点) ※	(問題点) ※
14市川			(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
三郷町	44	網倉	(問題点) 目撃情報が増加し た。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 出没回数はあまり変 わらない	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※

<sup>※</sup> 該当なし。

	77 M. Ja				J	ず果及び問題!	点		
市町村名	群れ 番号	サル 群れ 名		被害防除対策	i		生息	環境整備	04 AS RE 111 111 111
		10	追い払い	警報装置	防護柵	─ 個体数調整 ─	環境整備	普及啓発	── 発信器装着 
			(成果)	(成果) ※	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)
	45	茂倉	被害が減少した。 (問題点) 人手不足	※ (問題点) ※	※ (問題点) ※	被害が減少した。 (問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	※ (問題点) ※
		上湯	(成果) 被害が減少した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) 被害が減少した。	(成果) ※	(成果)	(成果)
15早川	46	島	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
町			(成果) 被害が減少した。	(成果) ※	(成果)	(成果) 被害が減少した。	(成果)	(成果) ※	(成果) ※
	47	古屋	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 被害が減少した。	(成果) ※	(成果)	(成果) 被害が減少した。	(成果)	(成果)	(成果)
	48	老平	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) ※
			(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	49	大塩	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	50	平須	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
			(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	51	手打	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
		沢	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 艦管理の不徹底	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) ※	(問題点) ※
	52	塩之	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果)	(成果) ※
	52	沢	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点)	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
16身延			(成果) 出没回数が減少し	(成果)	(成果) 農作物被害が減少し	(成果)	(成果)	(成果)	(成果)
町	53	常葉	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	た。 (問題点) 柵管理の不徹底	(問題点) 群れの概要を把握し ていない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		市之	(成果) 出没回数が減少し	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果)	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	54	瀬	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 柵管理の不徹底	(問題点) 群れの概要を把握し ていない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		八木	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果)	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	55	沢	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 出没回数が減少し た	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	56	杉山	た。 (問題点) 人手不足	(問題点) ※	た。 (問題点) ※	(問題点) 群れの概要を把握し	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果)	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し	ていない。 (成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	57	門野	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	た。 (問題点) ※	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※

<sup>※</sup> 該当なし。

	70 M	ш.,				<b>ボ果及び問題</b> 。	į.		
市町村 名	群れ 番号	サル 群れ 名		被害防除対策			生息環	境整備	74 III III III III
		<b>"</b>	追い払い	警報装置	防護柵	一個体数調整	環境整備	普及啓発	発信器装着
			(成果) 追い払い用ロケット花 火を13件分配付し た。	(成果) ※	(成果) 電気柵及び防除網を 2件補助した。	(成果) やや集団捕獲トラップ による捕獲数が落ちて きた。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	58	成島	(問題点) 定期的に何回もやら なければ効果が薄 い。	(問題点) ※	(問題点) 扱いが難しく、金銭の 負担もある。	(問題点)	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
17南部			(成果) 追い払い用ロケット花 火を5件分配付した。	(成果) ※	(成果) 電気柵及び防除網を 4件補助した。	(成果) 捕獲数が落ちてきた。 出没回数が減少し た。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
町	59	真篠	(問題点) 定期的に何回もやら なければ効果が薄 い。	(問題点) ※	(問題点) 扱いが難しく、金銭の 負担もある。	(問題点) 固定式のため、トラップの場所を変更できない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 追い払い用ロケット花 火を2件分配付した。	(成果) ※	(成果) 電気柵及び防除網を 4件補助した。	(成果) 集団捕獲トラップによる大量捕獲を実施し	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	60	塩沢	(問題点) 定期的に何回もやら なければ効果が薄 い。	(問題点) ※	(問題点) 扱いが難しく、金銭の 負担もある。	た。 (問題点) 設置できる場所に条 件と限りがある。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
	0.1	利根	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 伐採した集落の被害 が減少した。	(成果) ※	(成果) ※
10年上	61	JII	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 群れの概況を把握し ていない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
18富士 川町		小柳	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) 出没回数が減少し た。	(成果) 伐採した集落の被害 が減少した。	(成果) ※	(成果) ※
	62	JII	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 群れの概況を把握し ていない。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) ※	(成果) 農作物被害が減少し た。	(成果) 出没回数の減少し た。	(成果 )出没回数の減少し た。	(成果) ※	(成果) ※
21西桂 町	(3)	西桂	(問題点)	(問題点) ※	(問題点) 柵の延長に伴う管理 (点検・修理)作業の 増大した。	(問題点) 人手不足	(問題点) 費用や危険が伴う。	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 一定の効果があった。	(成果) ※	(成果) 一定の効果があった。	(成果) 出没個体数が減少し た。	(成果) 野菜残渣の放置が減 少した。	(成果) 住民の意識の変化が みられた。	(成果) ※
24鳴沢 村	63	田田田	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) 樹木がせり出してきて いて効果が薄れてい る。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 一定の効果があった。	(成果) ※	(成果) 一定の効果があった。	(成果) 集団捕獲により個体 数が減り、効果があっ	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	(2)	吉田	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 檻の適正な管理、設 置した畑以外で被害 発生した。		(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
25富士			(成果) 一定の効果があった。	(成果) ※	(成果) 一定の効果があった。	(成果) 一定の効果があった。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
河口湖町	(1)	河口	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ	(問題点) ※	(問題点) 檻の適正な管理、設 置した畑以外で被害	(問題点) 不定期に集落へ出没 する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
		D že	(成果) 一定の効果があった。	(成果) ※	(成果) 一定の効果があった。	(成果) 集団捕獲により個体 数が減り、効果があっ	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	(63)	田山田山	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 艦の適正な管理、設 置した畑以外で被害 発生した。	本 (問題点) 不定期に集落へ出没 する。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※

<sup>※</sup> 該当なし。

	群れ	サル		-		<b>成果及び問題</b> 』	į.	<del></del>	
市町村 名	番号	群れ名	被害防除対策			個体数調整	生息3	環境整備	発信器装着
			追い払い	警報装置	防護柵	四件双侧业	環境整備	普及啓発	尤语价数相
			実施した。	(成果) ※	(成果) 設置した畑の被害が 解消した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	64	橋立	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 柵の適正な管理、設 置した畑以外で被害 が発生した。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 被害前に追い払いを 実施した。	(成果) ※	(成果) 設置した畑の被害が 解消した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
26小菅	65	子	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 柵の適正な管理、設 置した畑以外で被害 が発生した。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
村			(成果) 被害前に追い払いを 実施した。	(成果) ※	(成果) 設置した畑の被害が 解消した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	66	東部	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 柵の適正な管理、設 置した畑以外で被害 が発生した。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
			(成果) 被害前に追い払いを 実施した。	(成果) ※	(成果) 設置した畑の被害が 解消した。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
	67	西原	(問題点) 山付きのため、追い 払い後も集落に戻っ てくる。	(問題点) ※	(問題点) 柵の適正な管理、設 置した畑以外で被害 が発生した。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※
27丹波	68	丹波	(成果) 出没頭数が減少し た。	(成果) ※	(成果) 被害が減少した。	(成果) 捕獲頭数で成果が あった。	(成果) ※	(成果) ※	(成果) ※
山村	80	山	(問題点) 人手不足	(問題点) ※	(問題点) 人手不足により管理 が行き渡らない。	(問題点) 増大する頭数の方が 多い。	(問題点) ※	(問題点) ※	(問題点) ※

<sup>※</sup> 該当なし。

# 参考資料7:農作物被害の推移

年	度	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
被害面積	(ha)	250	228	190	226	150	120	168	220	276	116	106	50	45
被害量	(t)	303	296	189	231	184	228	191	387	338	442	501	361	347
被害金額	(百万円)	81	87	62	93	67	71	63	74	123	66	78	67	63

年	度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害面積	(ha)	48	45	46	42	38	39	40	39	32	31	28	28
被害量	(t)	361	350	386	383	331	333	323	306	261	253	246	248
被害金額	(百万円)	64	61	60	67	63	64	60	55	52	49	44	44

# 参考資料8:群れごとの中長期的な目標設定例

#### 群れの生息状況等に応じた中長期的目標

#### 孤立個体群の場合

現状:孤立した個体群の群れであるため、群 れの存続が前提となる。しかし、被害がある ために管理が必要となる。

中長期的な目標:被害防除対策が中心となる が、必要に応じて加害性の高い個体の選択的 捕獲等の個体群管理もあわせて行い、加害レ ベルを下げることが目標となる。



#### 追い上げの余地のある場合

現状:複数の群れが空間的に連続して分布し ているが、分布域の背後に山地があるなど群 れを追い上げるニホンザルの生息地がある。 個体群の中には、集落に依存した加害レベル の高い群れがいる。

中長期的な目標:被害防除対策に加えて、加 害レベルが高い群れの除去も考慮しながら群 れを追い上げ、人とサルが棲み分けることが 目標となる。



#### 追い上げの余地のない場合

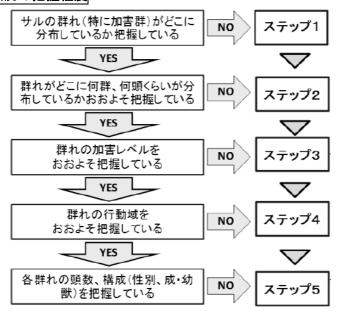
現状: 山地全体に切れ目なく群れが分布して おり、加害群が密集して生息している。その ため、特に集落周辺に居着いた加害レベルの 高い群れは追い上げる先がない。

中長期的な目標:被害防除対策に加えて、加 害レベルの高い群れの除去など個体群管理も 合わせて加害レベルを下げることが目標とな



「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編・平成27年度)」より引用

# 参考資料9:生息状況の把握程度



「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成27年度)」より引用

# 参考資料 10:年間実施計画の手順

### 1 実施計画策定手順

手順	作成者	内容
1	市町村	被害地図の作成(毎年度補正)
		生息情報地図の作成(順次作成)
2	市町村	市町村ごとに実施計画作成(毎年度)
		・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除の選択
3	県	年間実施計画の検討→年間実施計画の策定
4	市町村	実施計画に基づく被害防除対策の実施
5	県	市町村の取り組みへの支援

#### 2 被害地図の作成

群れの生息域、被害場所、被害時期、被害内容(農作物、生活被害、人身被害)、実施中の被害防除対策の一元的な検証や、効果的な被害防除対策の選択及び実施箇所の選定等を行うため被害地図を作成する。

### (1) 記載情報

①被害場所 ②被害時期 ③被害内容(被害作物、生活・人身被害) ④被害防除、追い払い)の実施場所 ⑤個体捕獲場所(捕獲檻設置場所を含む)、方法、頭数 ⑥餌付け場所 ⑦ 廃果置き場 ⑧耕作放棄地 ⑨群れの生息域 ⑩その他必要な情報

### (2) 具体的方法

1/10,000程度の市町村管内図

# (3) 地図凡例

=1 ++ -+ 7 h= +0	± =-1	/# <del>**</del>
記載する情報	表記	備考
群れの発見場所	地点の場合は青い●、区域の 場合は青い囲み線で表記する。	里への出没時期を併記
加害場所(農作物)	地点の場合は赤い●、区域の 場合は赤い囲み線で表記する。	主な加害時期・作物名を併記
" (生活·人身)	地点の場合赤い×で表記する。	加害時期・内容を併記
群れの加害レベル	赤色で、 レベル3	加害レベル表から判定
防護柵(電気柵以外)		
	茶色で波線	
の設置場所		
電気柵の設置場所	茶色で二重波線	
追い払いの実施場所	追い払い	
個体捕獲の場所、方法 頭数	盤 〇頭 銃 〇頭	捕獲檻設置場所も同様
餌付け場所	<b> 直</b> 耳	
廃果置き場等	餌	
耕作放棄地	オレンジ色で●又は囲み実線	
その他必要な場所	適宜記載	

# 3 実施計画の作成

市町村は、被害地図を活用し、市町村内の各地区(集落)において重点的に行うべき被害対策 を「群れの加害レベルと被害対策の選択基準」により複合的に選択し、群れごとの対策を明示 した実施計画を作成する。

# 【被害防除対策】

- ・追い払い方向の設定、追い払い組織形成
- ・防護柵の維持管理、設置箇所・延長等

# 【個体数調整】

・捕獲対象群及び捕獲地点の設定 等

# 【生息環境整備】

・各地区(集落)、自治会等の組織を活用した誘引要因の除去 等

# 令和 〇〇年度 ニホンザル保護管理事業計画(被害対策と目標)

# ○○ 市町村 ○○地域 (○○群)

地域個体群名 〇〇〇 個体群

### 1 生息状況(出没状況)

 (1) 出没頻度
 1. 毎日
 2. 毎週
 3. 毎月
 4. まれに
 5. その他(
 )

 (2) 出没時期
 1. 春
 2. 夏
 3. 秋
 4. 冬
 5. その他(
 )

(3) 出没場所 1. 農地 2. 集落 3. 耕作放棄地 4. 未収穫・廃棄作物 5. その他( )

#### 2 現在の被害の状況

- (1) 被害品目
- (2) 被害時期
- (3) 被害量
- (4) 前年度被害量

#### 3 対策と目標

			+
区分	被害防除	個体捕獲	生息環境管理
前年度 までの 実 績	- 防護柵設置 電気柵〇〇〇m 簡易策〇〇〇m	・加害個体捕獲 〇月 銃 〇〇群 1オス 〇月 わな 〇〇群 1メス	<ul><li>・林縁部の放棄果樹の伐採</li><li>・野菜残さの埋設励行</li></ul>
成果及び問題点	[成果] ・電気柵の設置により出没頭数 が減った [問題点] ・追い払いの人手不足	[問題点] ・離れサルによる農 作物被害が多発して いる。	[成果] ・サルが隠れにくい環境を作ることにより、農地への出没減少 [問題点] ・〇〇地の放棄果樹がサルの 餌になっている。
平成〇〇 年度の 対策	・防護柵設置 電気柵〇〇〇m ・接近警報システム構築	・加害レベル3以上 の加害個体を捕獲	・放棄果樹の伐採 ・耕作放棄地の放牧地の推進 〇〇ha ・林縁部の低木化により、見通し をよくする
目 標			

# 参考資料 11: 群れごとの中長期的な目標

m- ++ /2	群れ			中長期的な目標		
市町村名	番号	サル群れ名	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備	発信器 装着
	1	河口湖	状況を注視して対応する。	*	*	
2富士吉田市	2	吉田	・発信機により群れの行動等を把握する。 ・追い払いを実施する。	管理捕獲による個体数の減少を目指す。	放任果樹の除去を行い、街中からサルを遠ざける。	継続実施
	3	西桂	・発信機により群れの行動等を把握する。 ・追い払いを実施する。	管理捕獲による個体数の減少を目指す。	放任果樹の除去を行い、街中からサルを遠ざける。	継続実施
	4	小形山	・各ほ場で防護柵を整備する。 ・駆逐用煙火による地域での追い払い体制を確立する。 ・群れを一斉捕獲する。 ・大型捕獲艦を有効活用する。	個体数調整を行う中で、農作物及び人的被害を及ぼす加害個体については、積極的かつ徹底的な補獲を目指す。	<ul><li>緩衝地帯や耕作放棄地を適正管理する。</li><li>誘引果樹、農作物残渣を適正管理する。</li></ul>	実施を検討
	5	金井	・各ほ場で防護柵を整備する。 ・広域的な防護柵を整備する。 ・駆逐用煙火による地域での追い払い体制を確立する。	個体数調整を行う中で、農作物及び人的被害を及ぼす加害個体については、積極的かつ徹底的な補獲を目指す。	<ul><li>・緩衝地帯や耕作放棄地を適正管理する。</li><li>・誘引果樹、農作物残渣を適正管理する。</li></ul>	実施を検討
3都留市	6	加畑	・各ほ場で防護柵を整備する。 ・広域的な防護柵を整備する。 ・駆逐用煙火による地域での追い払い体制を確立する。	個体数調整を行う中で、農作物及び人的被害を及ぼす加害個体については、積極的かつ徹底的な補獲を目指す。	・緩衝地帯や耕作放棄地を適正管理する。 ・誘引果樹、農作物残渣を適正管理する。	実施を検討
	(3)	西桂	・各ほ場で防護柵を整備する。 ・広域的な防護柵を整備する。 ・駆逐用煙火による地域での追い払い体制を確立する。	個体数調整を行う中で、農作物及び人的被害を及ぼす加害個体については、積極的かつ徹底的な捕獲を目指す。	<ul><li>緩衝地帯や耕作放棄地を適正管理する。</li><li>誘引果樹、農作物残渣を適正管理する。</li></ul>	実施を検討
	7	田野倉	・各ほ場で防護柵を整備する。 ・広域的な防護柵を整備する。 ・駆逐用煙火による地域での追い払い体制を確立する。	個体数調整を行う中で、農作物及び人的被害を及ぼす加害個体については、積極的かつ徹底的な捕獲を目指す。	<ul><li>・緩衝地帯や耕作放棄地を適正管理する。</li><li>・誘引果樹、農作物残渣を適正管理する。</li></ul>	実施を検討
4山梨市	8	徳和	<ul><li>・発信機により行動域を把握する。</li><li>・加害個体の捕獲及び追い払いを実施する。</li></ul>	群れの解体まで捕獲をする。	<ul><li>・作物残渣の埋設等の指導を実施する。</li><li>・自主的対策の指導を行う。</li></ul>	実施済
	9	七保	煙火による地域での追い払い対策を実施する。	個体数調整を行い、有害獣については積極的な 捕獲を目指す。	私有地の放置果樹の管理。	
	10	賑岡(七保南 側含)	煙火による地域での追い払い対策を実施する。	個体数調整を行い、有害獣については積極的な 捕獲を目指す。	私有地の放置果樹の管理。	
5大月市	11	笹子	煙火による地域での追い払い対策を実施する。	個体数調整を行い、有害獣については積極的な 捕獲を目指す。	私有地の放置果樹の管理。	
	12	沢井·花咲· 初狩	煙火による地域での追い払い対策を実施する。	当初より群れの規模は小さくなっているが経過観察を続ける。	私有地の放置果樹の管理。	
	13	湯舟	わなや銃器を用いた捕獲や、花火による追い払いを 実施する。	囲いわなや大型の箱わなを活用した捕獲や、地域と連携した捕獲及び追い払い活動の実施体制の構築を行う。	既存の電気柵の維持管理の徹底や緩衝帯を整備し、山側からの侵入要因の除去を図る。	実施済
	14	神山	わなや銃器を用いた捕獲や、花火による追い払いを 実施する。	囲いわなや大型の箱わなを活用した捕獲や、地域と連携した捕獲及び追い払い活動の実施体制の構築を行う。	既存の電気柵の維持管理の徹底や緩衝帯を整備し、山側からの侵入要因の除去を図る。	
c#±₩ <del>+</del>	15	清哲	わなや銃器を用いた捕獲や、花火による追い払いを 実施する。	囲いわなや大型の箱わなを活用した捕獲や、地域と連携した捕獲及び追い払い活動の実施体制の構築を行う。	既存の電気柵の維持管理の徹底や緩衝帯を整備し、山側からの侵入要因の除去を図る。	実施済
6韮崎市	16	円野	わなや銃器を用いた捕獲や、花火による追い払いを 実施する。	囲いわなや大型の箱わなを活用した捕獲や、地域と連携した捕獲及び追い払い活動の実施体制の構築を行う。	既存の電気柵の維持管理の徹底や緩衝帯を整備し、山側からの侵入要因の除去を図る。	実施済
	17	円野武川	わなや銃器を用いた捕獲や、花火による追い払いを 実施する。	囲いわなや大型の箱わなを活用した捕獲や、地域と連携した捕獲及び追い払い活動の実施体制の構築を行う。	既存の電気柵の維持管理の徹底や緩衝帯を整備し、山側からの侵入要因の除去を図る。	
	18	穂坂·穴山	現在、近隣住民からのサルによる被害等の連絡はな く、農作物による被害はないので対策は特に講じな い。	*	耕作放棄地の解消など、サルが接近しにくい環 境整備を実施していく。	未実施

<sup>※</sup> 該当なし。

<b>士町++</b> 名	群れ			中長期的な目標		•
7南アルプス市	番号	サル群れ名	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備	発信器 装着
	19	湯沢	・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。 ・電気柵の管理を行う。	個体数の半減を目指す。	・緩衝地を整備する。 ・放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済だか使用不可
	20	高尾	<ul><li>・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。</li><li>・電気柵の管理を行う。</li></ul>	個体数の半減を目指す。	放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済だか使用不可
	21	芦安	・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。 ・電気柵の管理を行う。	個体数の半減を目指す。	放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済だが使用不可
7南アルプス市	22	塩前	・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。 ・電気柵の管理を行う。	個体数の半減を目指す。	放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済だか使用不可
	23	上宮地	・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。 ・電気柵の管理を行う。	個体数の半減を目指す。	放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済だが使用不可
	24	深沢A	<ul><li>・発信器による行動域把握後、効果的な場所への追払いを行う。</li><li>・電気柵の管理を行う。</li></ul>	個体数の半減を目指す。	放任果樹等の除去の徹底を図る。	実施済
	25	教来石	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	26	鳥原	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
	27	竹宇	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
	28	中山	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済だか使用不可
	29	大坊	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
	30	奥大坊	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済だが使用不可
8北杜市	31	山高	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	32	下笹尾	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	33	加蔵	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	34	江草	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	35	比志	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	36	茅ケ岳	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済
	37	八巻(津金)	発信器による行動域把握後、効果的な場所へ の柵設置、追い払いを行う。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
10笛吹市	(1)	河口	被害農家に電気柵等の設置の補助を行う。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去を徹底する。	
	38	K1	追い払いを徹底する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	果樹の管理を徹底する。	実施済
11上野原市	39	K4	追い払いを徹底する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	果樹の管理を徹底する。	実施済
	40	西原	追い払いを徹底する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	果樹の管理を徹底する。	実施済

<sup>※</sup> 該当なし。

	群れ			中長期的な目標		
市町村名	番号	サル群れ名	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備	発信器 装着
	41	勝沼町深沢	・出没エリア一帯に柵を設置する。 ・出没状況アンケート調査により出没エリアの特 定をする。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
	42	大和町初鹿 野	・出没エリア一帯に柵を設置する。 ・出没状況アンケート調査により出没エリアの特定をする。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	実施済み
12甲州市	(7)	徳和	・出没エリア一帯に柵を設置する。 ・出没状況アンケート調査により出没エリアの特定をする。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
	43	塩山下萩原	・出没エリア一帯に柵を設置する。 ・出没状況アンケート調査により出没エリアの特定をする。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
4市川三郷町	44	網倉	出没地域に防護柵を設置する。	作物被害を及ぼす有害個体を中心とした捕獲を 行う。	野菜残渣の埋設励行。	
	45	茂倉	有害駆除隊員による巡回と追い払いを実施する。	個体数の半減を目指す。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
	46	上湯島	有害駆除隊員による巡回と追い払いを実施する。	個体数の半減を目指す。	針広混交林への更なる誘導を行う。	
15早川町	47	古屋	有害駆除隊員による巡回と追い払いを実施する。	個体数の半減を目指す。	令和3年度に捕獲檻の設置をする予定である。	
	48	老平	有害駆除隊員による巡回と追い払いを実施する。	個体数の半減を目指す。	平成30年度に設置した檻により、ある程度の成果をあげている。	
	49	大塩	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	50	平須	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	51	手打沢	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	実施済
	52	塩之沢	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
16身延町	53	常葉	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	54	市之瀬	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	55	八木沢	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	56	杉山	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	
	57	門野	追い払いを実施する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	*	実施済
	58	成島	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	実施済み。	
17南部町	59	真篠	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	実施済み。	
	60	塩沢	出没エリア一帯に柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	放置野菜の除去徹底を図る。	
	61	利根川	出没エリア一帯に柵を設置し、追い 払いを行う。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
18富士川町	62	小柳川	出没エリア一帯に柵を設置し、追い 払いを行う。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
21西桂町	(3)	西桂	出没エリア一帯に電気柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
24鳴沢村	63	足和田	サル捕獲用大型囲いわなを活用し、住民の協力 による給餌を行い捕獲に努める。	引き続き有害個体を中心に捕獲を実施する。	引き続き野菜残渣の埋設の励行。	

<sup>※</sup> 該当なし。

m-++ /2	群れ			中長期的な目標		
市町村名	番号	サル群れ名	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備	発信器 装着
	(2)	吉田	・追い払いを実施する。 ・防護柵(簡易柵、電気柵)を整備する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
25富士河口湖 町	(1)	河口	・追い払いを実施する。 ・防護柵(簡易柵、電気柵)を整備する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
	(63)	足和田山	・追い払いを実施する。 ・防護柵(簡易柵、電気柵)を整備する。	有害個体を中心とした捕獲を行う。	放置果樹の除去の徹底を図る。	
	64	橋立	被害時期が集中しているため、被害発生時期に 追い払いを実施し、加害レベルの現状に務める。	ハナレザルを中心とした加害個体の捕獲を行う。	放任果樹対策の検討を行う。	実施を検討
00.1.75.44	65	三つ子	誘導域が集落至近のため、追い払いは実施する が、頭数管理を視野に入れ、被害軽減に努め る。	頭数管理により、被害軽減を目指す。	放任果樹対策の検討を行う。	実施を検討
26小菅村	66	東部	被害時期が集中しており、人慣れが進んでいる 傾向があるため、頭数管理を視野に入れた対策 を実施する。	頭数管理により、被害軽減を目指す。	放任果樹対策の検討を行う。	実施を検討
	67	長作西原	被害時期が集中しているため、被害発生時期に 追い払いを実施し、加害レベルの現状に務める。	ハナレザルを中心とした加害個体を捕獲する。	放任果樹対策の検討を行う。	実施を検討
27丹波山村	68	丹波山	電気柵を設置する。	個体数の半減を目指す。	未収穫果樹減少に向けた取り組みを実施する。	実施を検討

<sup>※</sup> 該当なし。

# 参考資料 12:群れごとの短期的な目標

			今後の対策予定											
市町村名					①令和3年	度		②令和4年度以降の対策予定						
	群れ 番号	サル群れ名	被看	<b>F防除対策</b>	生息環境整備		発信器装 着	被害防除対策		生息環境整備		発信器装着		
			追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	新規装着の場合 のみ〇、(補助事 業等の場合、補 助元を記載)	追い払い	防護柵(簡易 柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	(補助事業等の 場合、補助元を 記載)		
	1	河口湖		簡易柵	*	住民への周知		*	簡易柵	*	*			
		게디柳		電気柵					電気柵					
2富士吉田 市	2	吉田	0	簡易柵	放置果樹の伐採	鳥獸被害対策講習 会実施	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	追い払いを継続	簡易柵 新設無し 電気柵 増設無し		鳥獣害対策の講習 会の継続	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業		
	3	西桂	0	簡易柵 750m 電気柵 1,800m	放置果樹の伐採	鳥獸被害対策講習 会実施	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	追い払いを継続	簡易柵 増設無し 電気柵 増設無し	放任果樹除去の徹 底	鳥獣害対策の講習 会の継続	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業		
			0	簡易柵 (市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備 ・その他	・住民への周知 ・ホームページ及び広 報		駆逐用煙火	簡易柵 (市内全域)	<ul><li>放任果樹の伐採及び野菜残渣の除去</li><li>緩衝地整備</li></ul>	左記事項をホーム ページ及び広報により 周知し、把握している ものについては指導を 行う。			
	4	小形山	O	電気柵 (市内全域) 2,758m					電気柵 (市内全域) 498m		また、緩衝地整備に ついては、必要がある と思われる地区の住 民と協議を進めて行 く。			
				(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備 ・その他	・住民への周知 ・ホームページ及び広 報		駆逐用煙火	(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備	左記事項をホーム ページ及び広報により 周知し、把握している ものについては指導を 行う。			
	5	金井	0	電気柵 (市内全域) 2,758m					電気柵 (市内全域) 498m		また、緩衝地整備に ついては、必要がある と思われる地区の住 民と協議を進めて行 く。			
		+= Im	L- In	1-15		(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備 ・その他	・住民への周知 ・ホームページ及び広 報		駆逐用煙火	(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備	左記事項をホーム ページ及び広報により 周知し、把握している ものについては指導を 行う。	
3都留市	6	加畑	0	電気柵 (市内全域) 2,758m					電気柵 (市内全域) 498m		また、緩衝地整備については、必要があると思われる地区の住 民と協議を進めて行く。			
				(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備 ・その他	・住民への周知・ホームページ及び広報		駆逐用煙火	(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備	左記事項をホーム ページ及び広報により 周知し、把握している ものについては指導を 行う。			
	(3)	西桂	0	電気柵 (市内全域) 2,758m					電気柵 (市内全域) 498m		また、緩衝地整備に ついては、必要がある と思われる地区の住 民と協議を進めて行 く。			
		-57				(市内全域)	・放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去 ・緩衝地整備 ・その他	・住民への周知 ・ホームページ及び広 報		駆逐用煙火	簡易柵	<ul><li>放任果樹の伐採及 び野菜残渣の除去</li><li>緩衝地整備</li></ul>	左記事項をホーム ページ及び広報により 周知し、把握している ものについては指導を 行う。	
	7	田野倉	0	電気柵 (市内全域) 2,758m					電気柵200		また、緩衝地整備に ついては、必要がある と思われる地区の住 民と協議を進めて行 く。			
411, 711-	_	仕ずっ	^	簡易柵	野菜残渣の埋設励 行	住民への周知		地域住民による追 い払いの継続	簡易柵	放任果実・野菜残渣 の撤去				
4山梨市	8	徳和	0	電気柵					電気柵		<ul><li>・自主的対策の指導</li></ul>			
	9	七保	0	簡易柵	*	住民への周知		追い払いを継続		一時的なものでなく、 継続的に行っていける 整備の検討				
				電気柵簡易柵	*	住民への周知		追い払いを継続		整備の検討 一時的なものでなく、	広報などによる情報			
	10	賑岡(七保 南側含)	0	電気柵				メニケ・7A4・C 利佐内)[		継続的に行っていける 整備の検討				
5大月市	11	笹子	0	簡易柵電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続		一時的なものでなく、 継続的に行っていける 整備の検討				
	12	沢井·花 咲·初狩	0	簡易柵電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続		一時的なものでなく、 継続的に行っていける 整備の検討				

<sup>※</sup> 該当なし。

							今後	の対策予定	!				
					①令和3年	度		②令和4年度以降の対策予定					
市町村名	群れ 番号	サル群れ名	被害防除対策		生息環境整備		発信器装 着	被害防除対策		生息環境整備		発信器装着	
	香芍		追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	新規装着の場合 のみ〇、(補助事 業等の場合、補 助元を記載)	追い払い	防護柵(簡易 柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	(補助事業等の 場合、補助元を 記載)	
	13	湯舟	0	簡易柵 電気柵 3,997mの維持	*	*		・追払いを継続 ・鳥獣駆除用煙 火消費保安手帳 講習の継続	電気柵 3,997mの維持	集落からの要望に基 づき交付金等を活用 した森林整備や荒廃 農地再生の推進を図 る。	HPや市広報の活 用。		
	14	神山	0	管理 簡易柵 電気柵 2,773mの維持 管理	*	*	O 山梨県	・追払いを継続 ・鳥獣駆除用煙 火消費保安手帳 講習の継続		集落からの要望に基 づき交付金等を活用 した森林整備や荒廃 農地再生の推進を図 る。	HPや市広報の活 用。		
6韮崎市	15	清哲	0	音理 簡易柵 電気柵 4,798mの維持 管理	*	*		・追払いを継続 ・鳥獣駆除用煙 火消費保安手帳 講習の継続	簡易柵	づき交付金等を活用 した森林整備や荒廃 農地再生の推進を図	HPや市広報の活 用。		
	16	円野	0	電気柵 電気柵 6,487mの維持 管理	*	*		・追払いを継続 ・鳥獣駆除用煙 火消費保安手帳 講習の継続			HPや市広報の活 用。		
	17	円野武川	0	電気柵 1,650mの維持	*	*		・追払いを継続 ・鳥獣駆除用煙 火消費保安手帳 講習の継続	簡易柵	集落からの要望に基 づき交付金等を活用 した森林整備や荒廃 農地再生の推進を図 る。	HPや市広報の活 用。		
	18	穂坂·穴山		簡易柵電気柵	*	*		出没した際に対 応を行う。	簡易柵電気柵	*	*		
	19	湯沢	0	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵 電気柵	・放任果樹等の除去、伐採。 ・緩衝帯設置。	放任果等樹の除去の徹底を図る。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	20	高尾	0	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	放任果樹等の除去、 伐採。	放任果等樹の除去の徹底を図る。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	21	芦安	0	簡易柵電気柵	野菜残渣の埋設励 行	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	  野菜残渣の埋設励行  -	農作物の早期収穫。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
7南アルプ ス市	22	塩前	0	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	放任果樹等の除去、 伐採。	放任果等樹の除去の徹底を図る。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	23	上宮地	0	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	放任果樹等の除去、 伐採。	放任果等樹の除去の徹底を図る。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	24	深沢A	0	簡易柵 電気柵 1,650mの維持 管理	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払い継続	簡易柵電気柵	放任果樹等の除去、 伐採。	放任果等樹の除去の徹底を図る。	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	

<sup>※</sup> 該当なし。

			今後の対策予定										
					①令和3年	度			②令和	4年度以降の対	対策予定		
市町村名	群れ 番号	サル群れ名	被害防除対策		生息環境整備		発信器装 着	被害防	除対策	生息環境整備		発信器装着	
			追い払い	防護柵(簡易 柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	新規装着の場合 のみ〇、(補助事 業等の場合、補 助元を記載)	追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	(補助事業等の 場合、補助元を 記載)	
	25	教来石	0	簡易柵 300m 電気柵 200m	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵 電気柵 出没エリア一帯 の半分程度まで	針広混交林整備3a	放置果樹の除去の徹底を図る	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	26	鳥原	0	簡易柵電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続	10年万程及31 設置 簡易柵 電気柵		*	山梨県鳥獣被害防止総	
	27	竹宇	0		森林の整備	住民への周知	0	追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	合対策事業 山梨県鳥獣 被害防止総	
	28	中山	0	300m 簡易柵 電気柵	*	住民への周知	0	追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	合対策事業 山梨県鳥獣 被害防止総	
	29	大坊	0		森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	合対策事業 山梨県鳥獣 被害防止総	
	30	奥大坊	0	300m 簡易柵 電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	*	*	合対策事業 山梨県鳥獣 被害防止総	
8北杜市	31	山高	0		森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	合対策事業 山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	32	下笹尾	0	300m 簡易柵 電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	33	加蔵	0	簡易柵電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	34	江草	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	35	比志	0	300m 簡易柵 電気柵	*	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	山梨県鳥獣被害防止総合対策事業	
	36	茅ケ岳	0	電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	
	37	八巻(津 金)	0	300m 簡易柵 電気柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵		*	山梨県鳥獣被害防止総合対策事業	
10笛吹市	(1)	河口	0	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	*		追い払いを継続	簡易柵電気柵	放置果樹の伐採	*		
	38	K1	0	簡易柵電気柵	その他	鳥獣被害対策講習 会実施		追い払いを継続	簡易柵電気柵	その他	鳥獣被害対策講習 会実施		
11上野原 市	39	K4	0	簡易柵電気柵	その他	鳥獣被害対策講習 会実施		追い払いを継続	簡易柵電気柵	その他	鳥獣被害対策講習 会実施		
	40	西原		簡易柵電気柵	その他	鳥獣被害対策講習 会実施		追い払いを継続	簡易柵電気柵		*		
	41	勝沼町深沢	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	放置果樹の除去の徹底を図る。		
	42	大和町初 鹿野	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知	〇 山梨県鳥獣 被害防止総 合対策事業	追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	放置果樹の除去の徹底を図る。		
12甲州市	(7)	徳和	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	放置果樹の除去の徹底を図る。		
	43	塩山下萩原	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵		放置果樹の除去の徹底を図る。		

<sup>※</sup> 該当なし

市町村名							今後	の対策予定	<u> </u>			
			①令和3年度				②令和4年度以降の対策予定					
	群れ 番号	サル群れ名	被害防除対策		生息環境整備		発信器装 着	被害防除対策		生息環境整備		発信器装着
			追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	新規装着の場合 のみ〇、(補助事 業等の場合、補 助元を記載)	追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	(補助事業等の 場合、補助元を 記載)
14市川三		<b>// △</b>	0	簡易柵 要望に応じて設 置	野菜残渣の埋設励 行	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵 要望に応じ設 置	野菜残渣の埋設励 行	*	
郷町	44	網倉	0	電気柵 要望に応じて設 置					電気柵 要望に応じ設 置			
	45	茂倉	0	簡易柵電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	住民への周知の徹底	
	46	上湯島	0	簡易柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	*	住民への周知の徹底	
15早川町	40	上汤后		電気柵簡易柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	電気柵簡易柵	*	住民への周知の徹底	
	47	古屋	0	電気柵					電気柵			
	48	老平	0	簡易柵 電気柵	森林の整備	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵電気柵	<b>*</b>	住民への周知の徹底	
				簡易柵 200m	*	*		追い払いを継続	簡易柵	*	*	
	49	大塩	0	電気柵					電気柵 必要箇所への 柵設置完了			
	50	平須	0	簡易柵 200m	*	*		追い払いを継続	簡易柵	*	*	
				電気柵					電気柵 必要箇所への 柵設置完了			
		手打沢	0	簡易柵 200m 電気柵	*	*		追い払いを継続	簡易柵 電気柵 必要箇所への	*	*	
16身延町	52	塩之沢	0	簡易柵 200m 電気柵	*	*		追い払いを継続	無設置完了 簡易柵 電気柵	*	*	
	53	常葉	0	簡易柵 200m 電気柵	*	*		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	
	54	市之瀬	0	簡易柵 200m 電気柵	*	*		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	
	55	八木沢	0	簡易柵電気柵	*	*		追い払いを継続	簡易柵電気柵	*	*	
	56	杉山	0	1,000m 簡易柵 200m		*		追い払いを継続	簡易柵	*	*	
	57	門野	0	簡易柵	*	*		追い払いを継続	簡易柵	*	*	
				電気柵 1,000m 簡易柵	野菜残渣の埋設励 行	鳥獣被害対策講習 会実施		・追い払いを継続 ・移動式集団捕	電気柵簡易柵	鳥獣の森整備事業 の樹木成育推進	・集落環境診断の実 施	
	58	成島	0	電気柵簡易柵	野菜残渣の埋設励	鳥獸被害対策講習		獲トラップの増設 他に被害が出てい	電気柵簡易柵		・鳥獣被害対策講習 会の実施 ・集落環境診断の実	
17南部町	59	真篠	0	電気柵	行	会実施		る地域への集団 捕獲トラップの設 置	電気柵		施 ・鳥獣被害対策講習 会の実施	
	60	塩沢	0	電気柵	野菜残渣の埋設励 行	鳥獣被害対策講習 会実施		*	電気柵	** 	・集落環境診断の実施 ・鳥獣被害対策講習 会の実施	
18富士川	61	利根川	0	簡易柵 2,009m 電気柵 979m	放置果樹の伐採	*		追い払いを継続		放置果樹の除去の徹底を図る。	*	
町	62	小柳川	0			*		追い払いを継続	簡易柵 300m 電気柵 350m		*	

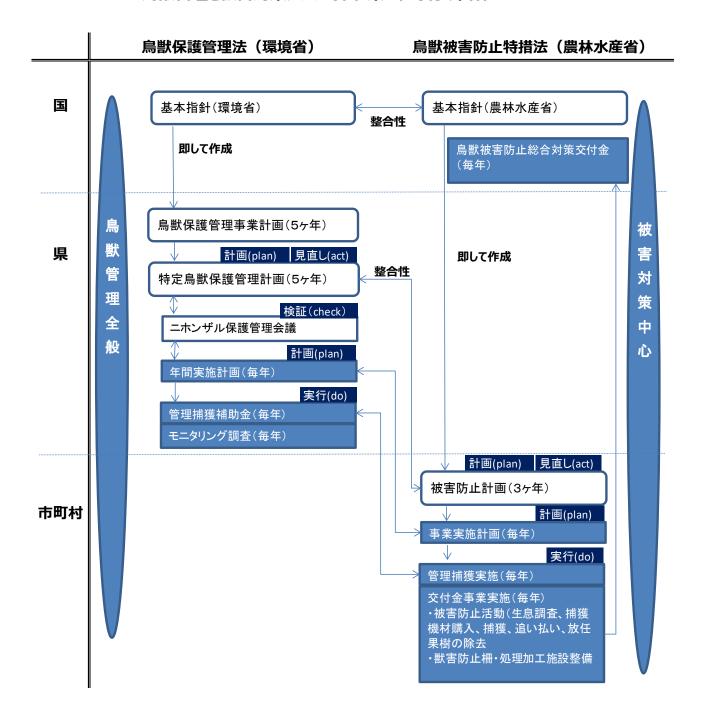
<sup>※</sup> 該当なし。

			今後の対策予定												
					①令和3年	度		②令和4年度以降の対策予定							
市町村名	群れ 番号	サル群れ名	被看	<b>F防除対策</b>	生息環	境整備	発信器装 着	被害防除対策		生息環境整備		発信器装着			
			追い払い	防護柵(簡易柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	新規装着の場合 のみ〇、(補助事業等の場合、補 助元を記載)	追い払い	防護柵(簡易 柵、電気柵別)	環境整備	普及啓発	(補助事業等の 場合、補助元を 記載)			
				簡易柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	放置果樹の伐採	果樹の伐採 住民への周知				
21西桂町	(3)	西桂	0	電気柵 200m					電気柵 200m						
				簡易柵	野菜残渣の埋設励 行	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	野菜残渣の埋設の 励行	住民への周知				
24鳴沢村	63	足和田	0	電気柵					電気柵						
				簡易柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	放置果樹の伐採 野菜残渣の埋設励	住民への周知				
	(2)	吉田	0	電気柵					電気柵	-1 >1 > 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1					
o=== 1 >=		河口		簡易柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	放置果樹の伐採 野菜残渣の埋設励	住民への周知				
25富士河口湖町	(1)		0	電気柵					電気柵						
		足和田山		簡易柵	放置果樹の伐採	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	放置果樹の伐採 野菜残渣の埋設励	住民への周知				
	(63)		0	電気柵					電気柵						
		橋立	0	簡易柵 ※	※ 住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	放任果樹の除去を推進するための仕組み	サルの基本的な情報 と共に発信器を装着					
	64			電気柵					電気柵	作りを検討	できた場合は、その居場所を周知できるよう 仕組みを検討				
							簡易柵	放置果樹の伐採	住民への周知	0	追い払いを継続	簡易柵	放任果樹の除去を推進するための仕組み	サルの基本的な情報 と共に発信器を装着	
	65	三つ子	0	電気柵			山梨県鳥獣 被害防止総		電気柵	作りを検討	できた場合は、その居場所を周知できるよう				
26小菅村							合対策事業				仕組みを検討				
		東部	0	簡易柵	*	住民への周知	O 山梨県鳥獣	追い払いを継続		主要な耕作地は電 気柵の設置が完了し	広報や常会で周知				
	66	果印	O	電気柵			被害防止総 合対策事業		電気柵	た為、今後は個別の 対応が中心					
				簡易柵	*	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	主要な耕作地は電気柵の設置が完了し	広報や常会の周知				
	67	長作西原	0	電気柵					電気柵	た為、今後は個別の 対応が中心					
27丹波山				簡易柵	野菜残渣の埋設励 行	住民への周知		追い払いを継続	簡易柵	野菜・果物の放置を	食物の残渣処理や 猟友会のパトロール				
村	68	丹波山	0	電気柵	17				電気柵	1, 2, 2, 2, 1, 0, 1, 1, 2, 0	等の実施				

<sup>※</sup> 該当なし。

# 参考資料 13: 国・県・市町村の役割

# 鳥獣管理と被害対策にかかる国・県・市町村の関係



# 参考資料 14:事業スケジュール

項目	事業名	5ヶ年計画等	R4	R5	R6	R7	R8
被害防除対策	電気柵の設置	地域を定めて実施	4				-
	簡易柵等の設置	毎年度実施	•				-
	追い払い	毎年度実施	•				-
	誘引要因の除去	毎年度実施					-
	緩衝帯の設置	地域を定めて実 施	•				-
	地域ぐるみ対策	毎年度実施	4				-
個体数調整	加害個体の捕獲	毎年度実施	•				-
	分裂による被害拡大防 止のための個体数調整		-				-
	被害防止のための個体 数調整	対象の群れを選 定して実施	-				-
生息環境整備	森林整備	森林の保全・整 備を推進	•				-
モニタリング	モニタリングの実施	加害群を対象に 毎年度実施	•				-
	被害調査の実施	毎年度実施	•				-
計画策定	年間実施計画作成	毎年度作成	-				-
	次期計画の策定作業					•	-

# 参考資料 15:ニホンザルに係る特定計画策定の経緯

- 第1期特定鳥獣保護管理計画(平成19年7月1日~平成24年3月31日)
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画(平成24年4月1日~平成27年5月28日)
- ·第1期第二種特定鳥獸管理計画(平成27年5月29日~平成29年3月31日)
- ・第2期第二種特定鳥獣管理計画(平成29年4月1日~令和4年3月31日)

# 参考資料 16:ニホンザルの生態

# ニホンザルの生態

雑食性。20~150頭の群れで遊動生活をする。

群れは数頭の成獣雄を含む母系集団。6歳を過ぎて初めて繁殖が可能となる。

おおむね交尾期は秋、出産期は春。妊娠期間は平均173日である。

また、出産の間隔は、 $2\sim3$ 年に1回であり、1回に産む子供の数は1頭である。

なお、農作物を主要な食糧としているニホンザルについては、栄養状態が良いため、雌の初産の低年齢化、出産間隔が短縮する。

寿命は、平均年齢は10年以下。餌付け群れでは最高30年以上。

田畑に依存しないサルの群れの特徴

- ・ 雌は7歳くらいから出産する。
- 出産は1年おき
- 子供の死亡率は高く(30~50%)、特に雪が多い地域では、より高くなる。

### 田畑に依存するサルの群れの特徴

- ・ 雌は4歳くらいから出産する。
- ・ 毎年出産することも珍しくない。
- ・ 食料が豊富なため、子供の死亡率が低い。(20%以下)

(日高敏隆監修 日本動物大百科2哺乳類Ⅱ,1996 平凡社 ほか 一部改変)

第3期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンザル) 管理計画 令和4年3月策定

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号